

官報号外

昭和四十七年四月二十四日

○第六十八回 参議院会議録第十一号

昭和四十七年四月二十四日(月曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第十一号
午前十時開議
昭和四十七年四月二十四日

第一 千九百七十年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件

端康成君は、去る十六日逝去せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

つきましては、この際、同君に対し、院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議なしと認めます。

議長において起草いたしました弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院はさきにノーベル文学賞を授与せられました日本芸術院会員文化勲章受章者正三位殿

等川端康成君の長逝に対しましてつづしんで哀悼の意を表しやうやく弔詞をささげます。

〔総員起立〕

弔詞の贈呈方は、議長において取り計らいます。

（いざれも衆議院送付）

○議長(河野謙三君) 日程第一 千九百七十年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件

第一 部を改正する法律案(内閣提出)

第二 火災びんの使用等の処罰に関する法律案

(衆議院提出)

第三 外務公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 消防法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 都市公園整備緊急措置法案(内閣提出)

第七 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 火災びんの使用等の処罰に関する法律案(衆議院提出)

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

ノーベル文学賞をわが國で初めて受けられた川

昭和四十七年四月二十一日

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

ノーベル文学賞をわが國で初めて受けられた川

昭和四十七年四月二十四日 参議院会議録第十一号 故川端康成君に対する弔詞贈呈の件 千九百七十年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件外二件

木一郎君。

審査報告書

千九百七十年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年四月二十日

前文

外務委員長 八木 一郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、千九百六十七年の国際穀物協定に代わるもので、小麦貿易規約と食糧援助規約

とから成り、小麦市況の安定化及び開発途上国への食糧援助義務等について定めたものであ

る。わが国がこの協定の当事国となることは、

小麦市況の安定化及び国際協力等の見地から望

ましいと考えられるが、食糧援助規約に基づく

援助を米または農業物資で行なうこととは、わが

国にとって有益であると思われる所以、その旨

の留保を付した上でこの協定を締結すること

は、妥当な措置と認めた。

小麥貿易規約及び食糧援助規約で構成される千

九百六十七年の国際穀物協定が千九百七十年六

月三十日に効力を失うこと及び新たな期間につい

ての協定を締結することが望ましいことを考慮し

て、

この千九百七十年の国際小麦協定が、(a)千九

百七十年の小麦貿易規約及び(b)千九百七十年

の食糧援助規約の二の別個の法的文書で構成され

ること、並びに千九百七十年の国際連合小麦会

議に代表を派遣した政府及び千九百六十七年の国

際穀物協定の小麦貿易規約の締約国政府が、それ

ぞれ自国の憲法上の手続に従い千九百七十年の

小麦貿易規約又は千九百七十年の小麦貿易規約

及び千九百七十年の食糧援助規約の双方の署

名、批准、受諾又は承認のための手続をとること

を合意した。

千九百七十年の小麦貿易規約

第一部 総則

この規約の目的は、次のとおりとする。

(外)号報官	
(a)	小麦の貿易が他の農産物の市場の経済的安定性に関連することを認識して世界の小麦問題に関し国際協力を促進すること。
(b)	小麦及び小麦粉の国際貿易の拡大を促進し、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方の利益のためその貿易のできる限り自由な流れを確保し、かつ、このようにして、経済が小麦の商業的売渡しに依存している国の発展に寄与すること。
(c)	加盟輸入国及び加盟輸出国の双方の利益のため可能な最大限度まで国際小麦市場の安定に寄与すること。
(d)	第二十一条の規定に従い、小麦の価格並びに小麦の国際貿易についての加盟国の権利及び義務に関連する規定の交渉の基礎を提供すること。
(e)	この規約の適用上、
(f)	「理事会」とは、千九百四十九年の国際小麦協定によつて設立され、かつ、第十条の規定に基づいて存続する国際小麦理事会をいう。
(g)	「加盟国」とは、この規約の締約国及び第二十八条の規定に従つて通告が行なわれた領域又は領域の集団をいう。
(h)	「加盟輸出国」とは、附表Aに掲げる加盟国をいう。
(i)	「加盟輸入国」とは、附表Bに掲げる加盟国をいう。
(j)	「領域」には、加盟輸出国又は加盟輸入国についていふときは、この規約に基づく当該加盟国の権利及び義務が第二十八条の規定に基づいて及び領域を含む。
(k)	「執行委員会」とは、第十五条の規定に基づいて設立される委員会をいう。
(l)	「市況に関する諮問小委員会」とは、第十六条の規定に基づいて設立される小委員会をいふ。
(m)	「穀物」とは、小麦、ライ麦、大麦（はだか麥を含む）、オート、とうもろこし及びソル

(n)	ガムをいう。
(o)	「小麦」とは、小麦粒（種類、銘柄、等級又は品質のいかんを問わない）及び、文脈によつて別に解釈される場合を除くほか、小麦粉をいう。
(p)	「収穫年度」とは、七月一日から六月三十日までの期間をいう。
(q)	「アッシュル」とは、小麦については、常衡六十ポンド又は二十七・二一五五キログラムとは、六十ポンドを二十七・二一五五キログラムとは、常衡をいう。
(r)	「メートル・トン」とは、千キログラムとは、シエルをいう。
(s)	「買入れ」とは、加盟輸出国又は加盟輸入国外の國から輸出された小麦又は輸出されることとなる小麦の輸入のための買入れ（又は、文脈により、このようにして買入れられた小麦の数量）をいう。
(t)	「売渡し」とは、加盟輸入国又は加盟輸入国外の國が輸入した小麦又は輸入することとなる小麦の輸出のための売渡し（又は、文脈により、このようにして売り渡された小麦の数量）をいう。
(u)	買入れ又は売渡しというときは、関係政府が國で行なわれる買入れ又は売渡しのみではなく、民間貿易業者間で行なわれる買入れ又は売渡し及び民間貿易業者と関係政府との間で行なわれる買入れ又は売渡しをもつていい。
(v)	「支払期間その他の関連する条件が政府の関与により世界市場における通常の商業的な利率、期間又は条件に合致しないもの
(w)	この規約の適用上、特殊取引とは、関係加盟国により通常の商業的慣行に適合しない特殊性を付与された取引をいう。特殊取引には、次のものを含む。
(x)	信頼供与に基づく売渡しであつて、利率、支払期間その他の関連する条件が政府の関与により世界市場における通常の商業的な利率、期間又は条件に合致しないもの
(y)	買入れの資金が加盟輸出國政府から小麥の買入れのための借款として供与される売渡し
(z)	加盟輸入國の通貨であつて、移転することができるず、かつ、加盟輸出國内で使用する他の通貨又は物品に交換することができないものによる売渡し
(aa)	特別の支払取決め（物品の交換によつて相互に信用残高を決済するための清算勘定を含む）を有する貿易協定に基づく売渡し。ただし、関係加盟輸出國及び関係加盟輸入國が当該売渡しを商業的なものとみなすことに同意する場合を除く。
(bb)	加盟國は、小麦の原產國以外の國における再販売、通過又は港での積替えの後に最終仕向國に到着する小麦については、可能な最大限度まで、買入れ又は取引が当該原產國と當該最終仕

- (5) 理事会は、次の条件が満たされた場合には、
買入れを当該収穫年度のものとして記録すること
とを認める。
- (a) 積込期間が当該収穫年度の開始前又は終了
後一箇月以内で理事会の決定する適当な期間
内にあること。
- (b) 関係両加盟国が同意すること。
- (6) この条の規定の適用上、
(a) 加盟国は、商業的買入れ及び商業的売渡し
並びに特殊取引に係る小麦の数量に関する情
報で理事会がその権限上必要とするものを事
務局長に送付する。この情報には、次のもの
を含む。
- (b) 特殊取引については、前条の規定に従つ
て取引を分類することを可能にするような
当該取引の明細。
- (c) 小麦については、銘柄、等級及び品質別
の数値にこれらに係る数量に関する入手可能な
情報。
- (d) 小麦粉については、その品質及び品質別
の数値に関する入手可能な情報。
- (e) 規則的に輸出する加盟国及び理事会が決定
する他の加盟国は、商業的取引における価格
に関する情報を、入手可能なときは、特殊
取引における価格に関する情報を、理事会
に送付する。
- (f) 理事会は、その時の通常の輸送費に関する
情報を定期的に入手するものとし、加盟国
は、できる限り、理事会が必要とする補足的情
報を提供する。
- (g) 理事会は、この条に規定する報告及び記録に
關する手続規則を制定する。この規則は、報告
の回数、方法その他報告に關する加盟国の義務
について定める。理事会は、また、その保存す
る記録又は明細書の修正に關する規定(それに
関連して生ずる紛争の解決に關するものを含
む。)を定める。いずれかの加盟国がこの条に規
定する報告の提出を反復してかつ正当な理由な
く怠つた場合には、執行委員会は、事態を是正
するために当該加盟国と協議する。

第五条 小麦の必要量及び供給可能量の見積り

- (1) 各加盟輸入国は、北半球諸国の場合は十月一日までに、南半球諸国の場合は二月一日までに、理事会に対し、当該収穫年度における小麦の商業的輸入必要量の見積りを通告する。加盟輸入国は、その後、理事会に対し、その見積りの変更を通告することができる。
- (2) 各加盟輸出国は、北半球諸国の場合は十月一日までに、南半球諸国の場合は二月一日までに、理事会に対し、当該収穫年度における小麦の輸出可能量の見積りを通告する。加盟輸出国は、その後、理事会に対し、その見積りの変更を通告することができる。

第六条 紛争及び苦情

- (1) この規約の解釈又は適用に關する紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため理事会に付託される。
- (2) いずれの加盟国も、この規約の締約国としての自國の利益が加盟国行動であつてこの規約の実施に影響を及ぼすものにより著しく害されたと認める場合には、理事会に問題を付託することができる。この場合には、理事会は、その問題を解決するため直ちに関係加盟国と協議する。問題がその協議によつて解決されない場合には、理事会は、その問題をさらに検討するものとし、また、関係加盟国に対して勧告を行なうことができる。

第七条 紛争及び苦情

- (1) 各加盟国は、世界の小麦事情についての年次検討に關係がある情報であつて、直接に又は間接に生ずるおそれがあると認める場合又は事務局長が、自発的に若しくはいずれかの加盟輸出国若しくは加盟輸入国を要請により、このようないきな事態について同小委員会の注意を喚起した場合には、同小委員会は、直ちに執行委員会に対し

- (2) そのため、加盟国は、特惠的取引を行なわざ
ることを避けるような方法で行なうことを約束する。

- て当該事実を報告する。同小委員会は、執行委員会に報告するにあたり、市場に不安定な事態(価格の変動を含む。)をもたらし又はもたらすおそれがある事情を特に考慮する。執行委員会は、事態を検討するため及び相互に受諾することができる解決に達することができるからを考慮するため、五市場日以内に会合する。
- (2) 執行委員会は、適当と認めるときは、理事会の議長に通報するものとし、議長は、事態を検討するため理事会を招集することができる。
- (3) 第八条 世界の小麦事情についての年次検討
- (1) (a) 理事会は、第一條に定めるこの規約の目的を推進するため、毎年世界の小麦事情を検討するものとし、また、その検討の結果明らかになつた事実が小麦の国際貿易に及ぼす影響について加盟国に通報することにより、加盟
- (b) 検討は、小麦の国内生産、在庫、消費、価格及び取引(商業的取引及び特殊取引の双方

- (2) があると認められる国において消費の増大を達成する方法
- (3) この条の規定の適用上、理事会は、事業の重複を避けるため、国際連合貿易開発会議、国際連合糧農業機関その他の政府間機関が穀物について行なつた事業を考慮するものとし、また、第二十条(1)の原則的規定の適用を妨げることなく、自己の活動に関連して、それらの政府間機関との協力のため、及びこの規約の非締約国の中國際連合又はその専門機関の加盟国であつて穀物の国際貿易に實質的な利害關係を有するものの政府との協力のために望ましいと認める取決めを行なうことができる。
- (4) この条のいかなる規定も、加盟国が国内農業政策及び国内価格政策の決定及び運用について有する完全な行動の自由を喪するものではない。
- (5) 第九条 特惠的取引に関する指針
- (1) 加盟国は、小麦の特惠的取引を、生産及び商業的な国際貿易の通常の形態に有害な影響を与えることを避けるような方法で行なうことを約束する。

官 報 (号外)	
(1) 加盟輸出國は、特惠的取引を行なう場合には、できる限り受益国との取引の締結前に、加盟輸出國であつてその商業的壳渡しが当該特惠的取引により影響を受けるおそれのあるものと協議する。	(3) 加盟輸出國は、特惠的取引を行なう場合には、できる限り受益国との取引の締結前に、加盟輸出國であつてその商業的壳渡しが当該特惠的取引により影響を受けるおそれのあるものと協議する。
(2) 執行委員会は、小麦の特惠的取引の動向について理事会に年次報告を提出する。	(4) 執行委員会は、小麦の特惠的取引の動向について理事会に年次報告を提出する。
第二部 運用	
(1) 理事会の構成	(1) 理事会は、その手続規則を制定する。
(2) 千九百四十九年の国際小麦協定によつて設立された国際小麦理事会は、この規約を運用するため、この規約に定める構成、権限及び任務をもつて存続する。	(2) 理事会は、この規約によつて必要とされる記録を保管するものとし、また、望ましいと認められるその他の記録を保管することができる。
(3) 政府間機関は、理事会の決定によりその会合に招請された場合には、投票権を有しない一人の代表者をその会合に出席させることができる。	(3) 理事会は、年次報告を公表するものとし、また、この規約の範囲内の事項に関するその他の情報(特に年次検討又はその一部若しくは概要)を含む)を公表することができる。
(4) 理事会は、一取扱年度の間に在任する議長一人及び副議長一人を選挙する。議長は、投票権を有しないものとし、副議長は、議長として行動する間、投票権を有しない。	(4) 理事会は、この規約に定める権限及び任務のほか、この規約の実施のため、必要なその他の権限を有し、かつ、必要なその他の任務を遂行する。
第十一条 理事会の権限及び任務	(5) 理事会は、加盟輸出國が投する票の三分の二以上及び加盟輸入國が投する票の三分の二以上による議決で、権限又は任務(第十九条(2)及び(3)に規定する予算及び分担金の決定に関する権限及び任務を除く。)の行使又は遂行を委員会又は事務局長に委託することができる。理事会は、いつでも、投じられる票の過半数による議決でその委任を取り消すことができる。理事会に基づいて行なわれた決定は、理事会の定める規約に従つて委託した権限又は任務がこの(5)の規定に基づいて行なわれる場合には、加盟輸出國又は加盟輸入國による要請があつた場合には、理事会による再検討を受けれる。その決定は、前記の期間内に再検討の要請がなかつた場合には、すべての加盟国を拘束する。
第十二条 票數	(6) 理事会がこの規約に基づくその任務を遂行することができるようになるために、理事会は、必要な統計及び情報を要請することができるものとし、加盟国は、それらの統計及び情報を提供することを約束する。
(1) 各加盟輸出國は、總体として千票を有し、加盟輸入國は總体として千票を有する。	(7) いかなる加盟輸出國又は加盟輸入國の票数も、一未満であつてはならず、また、一未満の数を伴つてはならない。
(2) 各加盟輸出國の代表團が理事会において行使することができる票の数は、附表Aに定めると	(8) 第十三条 所在地、会期及び定足数
(3) 議長は、(a)五の加盟国、(b)票数の合計が總票数の十パーセント以上となる一若しくは二以上	(1) 理事会の所在地は、理事会が別段の決定を行なわない限り、ロンドンとする。
(4) 理事会は、各取扱年度の半期ごとに少なくとも一回会合するほか、議長が決定するその他の時期に又はこの規約に定めるところに従つて会合する。	(2) 理事会は、各取扱年度の半期ごとに少なくとも一回会合するほか、議長が決定するその他の時期に又はこの規約に定めるところに従つて会合する。
(5) 各加盟輸出國は、執行委員会において、加盟輸入國が有する總票数と同数の總票数を有する。執行委員会における加盟輸出國の總票数は、加盟輸出國が決定するところに従つて加盟輸出國の間で配分する。ただし、いずれの加盟輸出國も、加盟輸出國の總票数の四十パーセントをえる票を有してはならない。執行委員会における加盟輸出國の總票数は、加盟輸入國が決定するところに従つて加盟輸入國の間で配分する。	(3) 加盟輸出國は、執行委員会において、加盟輸入國が有する總票数と同数の總票数を有する。執行委員会における加盟輸出國の總票数は、加盟輸出國が決定するところに従つて加盟輸出國の間で配分する。ただし、いずれの加盟輸入國も、加盟輸入國の過半数及び加盟輸入國の票の過半数を有する場合を除くほか、加盟輸出國が投する票の過半数及び加盟輸入國が投する票の過半数(それをぞれ別個に計算する。)による議決を行なう。
(6) 議長は、(a)五の加盟国、(b)票数の合計が總票数の十パーセント以上となる一若しくは二以上	(4) 各加盟国は、この規約に基づく理事会のすべての規定に従つて他の加盟国に自国の投票権を行使することを委託しておかなかつた場合及び理事会の会合において、加盟輸出國又は加盟輸入國が信任された代表によつて代表されず、かつ、(4)の規定に従つて他の加盟国に自国の投票権を行使することを委託しておかなかつた場合及び理事会の会合の日にいずれかの加盟国がこの規約に基づいて投票権を失い、奪われ又は回復している場合には、加盟輸出國が行使することができる票の合計は、加盟輸入國がその会合において行使することができる票の合計と等しくなるよう調整され、加盟輸出國の間でそれぞれの票数に比例して再配分される。
(7) いかなる加盟輸出國又は加盟輸入國の票数も、一未満であつてはならず、また、一未満の数を伴つてはならない。	(5) 各加盟国は、この規約に基づく理事会のすべての規定に従つて他の加盟国に自国の投票権を行使することを委託しておかなかつた場合及び理事会の会合において、加盟輸出國又は加盟輸入國が信任された代表によつて代表されず、かつ、(4)の規定に従つて他の加盟国に自国の投票権を行使することを委託しておかなかつた場合及び理事会の会合の日にいずれかの加盟国がこの規約に基づいて投票権を失い、奪われ又は回復している場合には、加盟輸出國が行使することができる票の合計は、加盟輸入國がその会合において行使することができる票の合計と等しくなるよう調整され、加盟輸出國の間でそれぞれの票数に比例して再配分される。
(8) 第十四条 決定	(6) 各加盟国は、この規約に基づく理事会のすべての規定に従つて他の加盟国に自国の投票権を行使することを委託しておかなかつた場合及び理事会の会合において、加盟輸出國又は加盟輸入國が信任された代表によつて代表されず、かつ、(4)の規定に従つて他の加盟国に自国の投票権を行使することを委託しておかなかつた場合及び理事会の会合の日にいずれかの加盟国がこの規約に基づいて投票権を失い、奪われ又は回復している場合には、加盟輸出國が行使することができる票の合計は、加盟輸入國がその会合において行使することができる票の合計と等しくなるよう調整され、加盟輸出國の間でそれぞれの票数に比例して再配分される。
(9) 第十五条 執行委員会	(7) 各加盟国は、この規約に基づく理事会のすべての規定に従つて他の加盟国に自国の投票権を行使することを委託しておかなかつた場合及び理事会の会合において、加盟輸出國又は加盟輸入國が信任された代表によつて代表されず、かつ、(4)の規定に従つて他の加盟国に自国の投票権を行使することを委託しておかなかつた場合及び理事会の会合の日にいずれかの加盟国がこの規約に基づいて投票権を失い、奪われ又は回復している場合には、加盟輸出國が行使することができる票の合計は、加盟輸入國がその会合において行使することができる票の合計と等しくなるよう調整され、加盟輸出國の間でそれぞれの票数に比例して再配分される。
(10) 第十六条 執行委員会の要請があつた場合には、理事会を招集する。	(8) 各加盟国は、この規約に基づく理事会のすべての規定に従つて他の加盟国に自国の投票権を行使することを委託しておかなかつた場合及び理事会の会合において、加盟輸出國又は加盟輸入國が信任された代表によつて代表されず、かつ、(4)の規定に従つて他の加盟国に自国の投票権を行使することを委託しておかなかつた場合及び理事会の会合の日にいずれかの加盟国がこの規約に基づいて投票権を失い、奪われ又は回復している場合には、加盟輸出國が行使することができる票の合計は、加盟輸入國がその会合において行使することができる票の合計と等しくなるよう調整され、加盟輸出國の間でそれぞれの票数に比例して再配分される。
(11) 各加盟輸出國は、執行委員会において、加盟輸入國が有する總票数と同数の總票数を有する。執行委員会における加盟輸出國の總票数は、加盟輸出國が決定するところに従つて加盟輸出國の間で配分する。ただし、いずれの加盟輸出國も、加盟輸出國の總票数の四十パーセントをえる票を有してはならない。執行委員会における加盟輸出國の總票数は、加盟輸入國が決定するところに従つて加盟輸入國の間で配分する。	(9) 各加盟輸出國は、執行委員会において、加盟輸入國が有する總票数と同数の總票数を有する。執行委員会における加盟輸出國の總票数は、加盟輸出國が決定するところに従つて加盟輸出國の間で配分する。ただし、いずれの加盟輸入國も、加盟輸入國の過半数及び加盟輸入國の票の過半数を有する場合を除くほか、加盟輸出國が投する票の過半数及び加盟輸入國が投する票の過半数(それをぞれ別個に計算する。)による議決を行なう。

官報 (号外)

5

- (4) 理事会は、執行委員会における投票に関する手続規則を制定するものとし、また、執行委員会における手続規則に関するその他の規定で適当と認めるものを定めることができる。執行委員会の決定には、同様の事項に關し理事会が決定する場合についてこの規約に定めるところと同一の多數による議決を必要とする。
- (5) 執行委員会の審議する問題が同委員会の構成国でない加盟輸出國又は加盟輸入國の利益に影響を及ぼすものであると同委員会が認める場合には、当該加盟輸出國又は加盟輸入國は、その問題の討議に投票権なしで参加することができない。

- (1) 第十六条 市況に関する諸問小委員会

- (2) 執行委員会は、五以内の加盟輸出國及び五以内の加盟輸入國の専門的知識を有する代表から成る市況に関する諸問小委員会を設立する。諸問小委員会の委員長は、執行委員会が任命する。

- (3) 諸問小委員会は、市況を絶えず検討し、第六条の規定に従つて執行委員会に報告する。諸問小委員会は、その任務を遂行するにあたり、加盟輸出國又は加盟輸入國が行なう申立てを考慮する。

- (4) 諸問小委員会の審議する問題が同小委員会の構成国でない加盟國の利益に直接に影響を及ぼすものであると同小委員会が認める場合には、当該加盟國は、その問題の討議に参加することができる。

- (5) 諸問小委員会は、この規約の関係規定に従つて助言するものとし、また、理事会又は執行委員会が付託することのあるその他の問題（理事会が第二十一条の規定の適用上同小委員会に付託することのあるものを含む。）について助言する。

- (6) 理事会には、事務職員の長である事務局長と

ならない。

理事会及びその委員会の活動に必要な職員とから成る事務局を置く。

第十九条 会計

理事会に対する代表団並びにその委員会及び小委員会における代表の費用は、各自の政府が支弁する。この規約の運用に必要なその他の費用は、加盟輸出國及び加盟輸入國の年次分担金から支弁する。各収穫年度における各加盟國の分担金の額は、当該加盟國の票数が当該収穫年度の当初における加盟輸出國及び加盟輸入國の総票数中に占める割合に比例して定める。

理事会は、この規約が効力を生じた後の最初の会期において、千九百七十二年六月三十日に終了する期間の予算を承認し、かつ、各加盟輸出國及び各加盟輸入國が納付すべき分担金の額を決定する。

理事会は、各収穫年度の下半期における会期において、次の収穫年度の予算を承認し、かつ、各加盟輸出國及び各加盟輸入國が当該次の収穫年度について納付すべき分担金の額を決定する。

理事会は、公正なつ安定した価格で、加盟輸入國に小麦及び小麦粉の供給を、加盟輸出國に小麦及び小麦粉の市場を確保するため、適当な時期に、価格並びにこれに関連する権利及び義務の問題を検討する。この規約の有効期間中にこれらの問題を有効に処理するための成算のある交渉が可能であると判断される場合には、理事会は、国際連合貿易開発会議事務局長に対し交渉のための会議を招集することを要請する。

第二十条 他の政府間機関との協力

連合貿易開発会議、国際連合食糧農業機関その他の国際連合の適当な専門機関及び適当な政

府間機関との協議及び協力のため、適当なすべ

ての措置をとることができる。

第二十一条 價格並びにこれに関連する

同会議に通報する。

この規約の規定が政府間の商品協定について

国際連合又はその適当な機関若しくは専門機関

によつて定められる要件と実質的に抵触する

場合には、その抵触は、この規

約の実施を妨げる事情とみなされ、第二十七条

から(4)までに定める手続が適用される。

第二十二条 價格並びにこれに関連する

権利及び義務

理事会は、公正なつ安定した価格で、加盟輸入國に小麦及び小麦粉の供給を、加盟輸出國に小麦及び小麦粉の市場を確保するため、適当な時期に、価格並びにこれに関連する権利及び義務の問題を検討する。この規約の有効期間中にこれらの問題を有効に処理するための成算のある交渉が可能であると判断される場合には、理事会は、国際連合貿易開発会議事務局長に対し交渉のための会議を招集することを要請する。

第二十三条 批准、受諾又は承認

この規約は、各署名政府により、それぞれ自

由法上の手続に従つて批准され、受諾され又は

承認されなければならない。批准書、受諾書又は

承認書

及び免除に関する国際協定を理事会と締結する。

理事会には、事務職員の長である事務局長と

並びにその記録及び資産の処分のため必要な

承認されなければならない。批准書、受諾書又は

承認書

及び免除に関する

承認書は、千九百七十一年六月十七日までにアメリカ合衆国政府に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託しなかつた署名政府に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

第二十四条 暫定的適用

署名政府は、この規約の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。その他この政府でこの規約に署名する資格を有するもの又は加入の申請が理事会によつて承認されたものも、暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。その宣言を寄託する政府は、暫定的にこの規約を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

第二十五条 加入

(1) 千九百七一年の国際連合小麦会議に代表を派遣した政府及び千九百六十七年の小麦貿易規約の締約国政府は、千九百七十一年六月十七日まで、この規約に加入することができる。もつとも、理事会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

(2) 千九百七一年の国際連合小麦会議に招請された政府は、加盟輸出国が投する票の三分の二以上による議決で理事会が適当と認める条件により、千九百七年六月十七日後にこの規約に加入することができる。

(3) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することによつて行なう。

(4) この規約の実施上、附表Aに掲げる加盟国又は附表Bに掲げる加盟国といふときは、この条の規定に従い理事会が定める条件で政府がこの規約に加入した加盟国も、該当する附表に掲げられているものとみなす。

(5) この規約は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府の間で効力を生ずることを合意によつて決定することができる。

第二十六条 効力発生

(1) この規約は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府の間で次の日に効力を生ずる。

(2) 第三条から第九条まで及び第二十一条の規定以外のすべての規定については千九百七十年六月十八日定められる票数の六十パーセント以上の票を有する加盟輸出国を代表する政府が千九百七十一年六月十七日までに批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託することを条件とする。

(3) この規約は、この規約の関係規定に従い千九百七一年六月十八日後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する政府については、そのような政府については、この規約のいずれの部分も、(1)又は(3)の規定に基づいて他の政府について効力を生ずるまでは効力を生じない。

(4) この規約が(1)の規定に基づいて効力を生じなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言をすでに寄託した政府は、この規約が批准書、受諾書、承認書又は加入書をすでに寄託した政府の間で効力を生ずることを合意によつて決定することができる。

(5) この規約に基づく改正を受諾するかどうかを通告するための期間を決定することができる。改正は、加盟輸出国の票の三分の二以上を有する加盟輸出国の受諾及び加盟輸入国の票の三分の二以上を有する加盟輸入国の受諾があつた時に、効力を生ずる。

(6) 改正の効力発生の日までにアメリカ合衆国政府に対してその改正の受諾を通告しなかつた加盟国は、理事会がそれぞの場合に要求する書面による脱退の通告をアメリカ合衆国政府に対して行なつた後、当該収穫年度末にこの規約から脱退することができる。もつとも、脱退する加盟国は、この規約に基づく義務で当該収穫年度末までに履行しなかつたものを免除されない。脱退する加盟国は、その脱退の原因となつた改正の規定に拘束されない。理事会が、改正の効力発生の日の後の最初の会合において、憲法上又は制度上の困難のためにその改正の効力発生の日までにその改正を受諾することができなかつたとの加盟国の申立てを認め、かつ、当該加盟国が、その改正を受諾するまでの間暫定的にその改正を適用する意向を宣言する場合には、理事会は、当該加盟国に對しその困難が解消される時まで受諾のために決定した期間を延長することができる。

(7) 加盟国は、自国の利益がこの規約の運用によって害されていると認める場合には、その事情を理事会に説明することができるものとし、理事会は、三十日以内に当該事案を審議する。当該加盟国は、その利益が理事会の介入にかかわらず引き続き害されていると認める場合には、それぞれの加盟国も、アメリカ合衆国政府に対して脱退の通告を行なうことにより、自國が国際関係について責任を負うすべての領域に及ぶことを宣言することができる。

(8) いすれの加盟国も、アメリカ合衆国政府に対する領域を除くほか、当該政府が国際関係について責任を負うすべての領域に及ぶ。

(9) いすれの加盟国も、この規約の批准、受諾、承認若しくは暫定的適用又はこれへの加入の一つでも、アメリカ合衆国政府に対する通告により、この規約に基づく自國の権利及び義務が(1)の規定に基づいて自國が行なつた宣言に係る(2)及び(3)の規定に基づいて自國が行なつた宣言に係る(4)いすれの加盟国も、アメリカ合衆国政府に対して脱退の通告を行なうことにより、自國が国際関係について責任を負う一又は二以上の領域についてこの規約から脱退することができる。

(10) (2)及び(3)の規定に基づいてこの規約が適用されている領域がその後に独立する場合には、その領域の政府は、アメリカ合衆国政府に対する通告により、独立が達成された後九十日以内に、この規約の締約国の権利及び義務を受諾したことを宣言することができる。

(11) 第十二条の規定に基づくこの規約の適用の変更は、その条の規定に基づくこの規約の適用の変更は、

成員となる加盟国は、その旨を理事会に通報するものとし、理事会は、この規約に基づく当該加盟国及び同共同体の権利及び義務に関する適切な調整につき当該加盟国及び同共同体と交渉するため三十日以内に当該事案を検討する。そ

のよろな場合には、理事会は、(2)の規定に基づいて改正を勧告する権限を有する。

第二十八条 適用地域

(1) いすれの政府も、この規約の署名、批准、受諾、承認若しくは暫定的適用又はこれへの加入に際し、この規約に基づく自己の権利及び義務が自己が国際関係について責任を負う一又は二以上の領域に及ばないことを宣言することができる。

(2) この規約に基づくいすれの政府の権利及び義務も、(1)の規定に基づいて行なわれた宣言に係る領域を除くほか、当該政府が国際関係について責任を負うすべての領域に及ぶ。

(3) いすれの加盟国も、この規約の批准、受諾、承認若しくは暫定的適用又はこれへの加入の一つでも、アメリカ合衆国政府に対する通告により、この規約に基づく自國の権利及び義務が(1)の規定に基づいて自國が行なつた宣言に係る(2)及び(3)の規定に基づいて自國が行なつた宣言に係る(4)いすれの加盟国も、アメリカ合衆国政府に対して脱退の通告を行なうことにより、自國が国際関係について責任を負う一又は二以上の領域に及ぶことを宣言することができる。

(5) (2)及び(3)の規定に基づいてこの規約が適用されている領域がその後に独立する場合には、その領域の政府は、アメリカ合衆国政府に対する通告により、独立が達成された後九十日以内に、この規約の締約国の権利及び義務を受諾したことを宣言することができる。

(6) 第十二条の規定に基づくこの規約の適用の変更は、

その事情により適当である場合には、この規約

の締約国の数の変更とみなす。

第二十九条 寄託政府による通告

第二十九条 寄託政府による通告
アメリカ合衆国政府は、寄託政府として、この規約の署名、批准、受諾、承認及び暫定的適用、これへの加入、第二十七条の規定に従つて受領した通告並びに前条の規定に従つて受領した宣言及び通告をすべての署名政府及び加入政府に通告する。

第三十條

この類の証記體本

附表B 加盟輸入国の票券
ルジエリア
ーストリア

千九百七十一年五月三日	ジャン・ワグネル
千九百七十一年五月三日	マルタのために
千九百七十一年五月三日	スイスのために
千九百七十一年五月三日	F・シュニーダー
千九百七十一年五月三日	オランダ王国のために
千九百七十一年五月三日	R・B・ファン・リンデン
千九百七十一年五月三日	ナイジエリアのために
千九百七十一年五月三日	パキスタンのために
千九百七十一年五月三日	ノールウェーのために
千九百七十一年五月三日	アルネ・グネング
千九百七十一年五月三日	J・A・デ・ラ・オッサ
千九百七十一年五月三日	A・ヒラリー
千九百七十一年五月三十日	パナマのために
千九百七十一年五月三十日	ペルーのために
千九百七十一年五月三十日	F・ベルケメイエル
千九百七十一年五月三十日	ボルトガルのために
千九百七十一年五月三十日	ヴァスコ・ヴィエイラ・ガリン
千九百七十一年五月三十日	クリフォード・M・ハーディン
千九百七十一年五月三十日	ルイジ・ライモンド
千九百七十一年五月三十日	ヴァチカン市国のために
千九百七十一年五月三十日	ウルグアイのために
千九百七十一年五月三十一日	ケニアのために
千九百七十一年五月三十一日	大韓民国のために
千九百七十一年五月三十一日	金東祚
千九百七十一年五月三十一日	サウディ・アラビアのために
千九百七十一年五月三十一日	イブラヒーム・アルリソワエール
千九百七十一年五月三十一日	南アフリカのために
千九百七十一年五月三日	スペインのために
千九百七十一年五月三日	アルゲリエス

スウェーデンのために

フレベルト・ド・ベッシュ

千九百七十一年五月三日

シリア・アラブ共和国のために

ラーフィク・ジュエザーティ

千九百七十一年五月一日

トリニダード・トバゴのために

マートル・トン

二二五、〇〇〇

テュニジアのために

S・エル・グカリ

千九百七十一年四月三十日

トルコのために

ノーヴェト

一、〇三五、〇〇〇

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

アルゼンティン

一、八九〇、〇〇〇

アラブ連合共和国のために

オーストラリア

二二五、〇〇〇

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

カナダ

四九五、〇〇〇

王國のために

スウェーデン

三五、〇〇〇

クリフォード・M・ハーディン

フィンランド

一四、〇〇〇

アメリカ合衆国

日本国

二二五、〇〇〇

(3) この規約の実施上、第六条(2)の規定に従つて

この規約に署名し又は第八条(2)若しくは(3)の規

定に従つてこの規約に加入した国は、第六条又

は第八条の関係規定に従つて定められる当該国

の最小拠出量とともに(2)に掲げられているもの

とみなす。

(4) 食糧援助計画への拠出の全部又は一部を現金

の形態で行なう国の拠出額は、当該国について

定められた数量(又は穀物で拠出しない部分の

数量)を一ブッシュル当たり一・七三アメリカ

合衆国ドルで換算して算出する。

(5) 穀物の形態による食糧援助は、次の方法で供

与する。

(a) 輸入国の通貨による売渡し。その通貨は、

移転することができず、かつ、当該締約国が

使用する他の通貨又は物品及び役務に交換す

にある。

第二条 国際食糧援助

(1) この規約の締約国は、開発途上にある国に対

する食糧援助として、人間の消費に適する小

麦、粗粒穀物若しくはこれらを原料とする产品

であつて受け入れられる銘柄及び品質のもの又

はこれらに代わる現金を、(2)に定める量を年間

最小限度量として、拠出することを合意する。

(2) この規約の各締約国の年間最小拠出量は、次

のとおり定める。

ることができない(注)。

(注) 例外的な事情がある場合には、十
パーセントをこえない免除が認められ
る。

(b) 穀物の贈与又は輸入国そのための穀物の買入

れに充てられる資金の贈与

(c) 信用供与に基づく完済であつて、その支
払が二十年又はそれ以上の期間にわたる妥当
な年賦及び世界市場における通常の商業的な
利率を下回る利率によるもの(注)。もつと
も、穀物の形態による食糧援助は、可能な最
大限度まで(a)及び(b)の方法で供与されるもの
と了解される。

(注) 信用供与に基づく完済しに関する取
極には、穀物の引渡しに際して供与額

の十五パーセントまでの支払を行なう
ことを規定することができる。

(7) (6) 穀物の買入れは、締約国から行なう。

贈与資金の使用については、開発途上にある
締約国の穀物の輸出の促進に対し特別の考慮
が払われるものとする。このため、食糧援助に
充てられる穀物の買入れのための現金による拠
出額のうち三十五パーセント以上の金額又は二
十万メートル・トンの穀物の買入れに必要な金
額が、開発途上にある締約国において生産され
た穀物の買入れのため、優先的に使用されるもの
とする。

(8) 拠出額は、穀物の形態による拠出を f.o.b.
によって行なう。

(9) この規約の締約国は、食糧援助計画のための
自國の拠出に関し、一又は二以上の受益国を指
定することができる。

(10) この規約の締約国は、国際機関を通じて又は
二国間で拠出を行なうことができる。もつと
も、この規約の締約国は、国際連合総会決議第
二千六百八十二号(第二十五回会期)(3)の勧告に
従い、食糧援助の一層大きな部分を多数国間機
関を通じて行なうことの利点に十分な考慮を払
うものとし、世界食糧計画の活用に重点をお

く。

第三条 食糧援助委員会

(1) 前条(2)に掲げる国及びこの規約の締約国とな
るその他の国で構成する食糧援助委員会を設立
する。同委員会は、議長一人及び副議長一人を

任命する。

(2) 食糧援助委員会は、適当な場合には、他の国
際機関であつて国際連合又はその専門機関の加
盟国政府のみが加盟しうるもの事務局の代表
者を、オブザーバーとして出席するよう招請す
ることができる。

(3) 食糧援助委員会は、次のことを行なう。

(a) この規約に基づいて締約国が行なう食糧援
助のための拠出の数量、内容、方法及び条件
に関する定期報告を締約国から受領するこ
と。

(b) 開発途上にある締約国からの穀物の買入れ
に関する前条(7)の義務を特に考慮に入れて、
現金拠出による資金で行なわれる買入れを常
に検討すること。

(4) 食糧援助委員会は、また、次のことを行な
う。

(a) 食糧援助計画の下で負つた義務がどのように
に履行されたかを検討すること。

(b) この規約に基づく食糧援助措置の実施に関
する情報、特に、入手可能なときは、受益国
における食糧生産に及ぼす影響に關する情報
を定期的に交換すること。

(c) 食糧援助委員会は、必要な場合には、報告を
行なう。

(d) (4)の規定の適用上、食糧援助委員会は、受益
国から情報を受け取る。

(e) この規約に基づいて設立される食糧援助委員
会は、その必要とする事務(資料及び報告の作成
及び配布を含む)の遂行のため、国際小麦理事会

の事務局の役務を利用する。

第五条 不履行及び紛争

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又は
この規約に基づく義務の不履行がある場合には、
食糧援助委員会は、会合して適當な措置をとる。

(1) この規約は、千九百七十一年三月二十九日か
ら五月三日まで、ワシントンにおいて、アルゼ
ンティン、オーストラリア、カナダ、フィンラ
ンド、日本国、スウェーデン、スイス及びアメ
リカ合衆国政府並びに欧州經濟共同体及びそ
の構成国による署名のため、開放しておく。た
だし、その署名は、この規約及び千九百七十一
年の小麦貿易規約の双方への署名を条件とす
ることとする。

(2) 食糧援助委員会は、国際連合又はその専門機
関の加盟国政府が、同委員会の適當と認める
条件下により、拠出国としてこの規約に加入す
ことができる。

(3) 第六条に規定していない国の政府が署名のた
めに定められた期間の満了後この規約の効力發
生までの間に加入の申請を行なう場合には、こ
の規約の署名国は、適當と認める条件によつ
てその加入を承認することができる。その承認及
び条件は、当該規約がこの規約の効力發生の後
に食糧援助委員会によつてとられたものとみな
して、この規約の下で有効とする。

(4) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託
することによつて行なう。

(5) 第九条 暫定的適用

欧州經濟共同体及びその構成国並びに第六条に
規定する他の国(の政府は、千九百七十一年の小麦
貿易規約の暫定的適用宣言を寄託することを条件
として、この規約の暫定的適用宣言をアメリカ合
衆国政府に寄託することができる。その他の政府
で加入の申請が承認されたものも、暫定的適用宣
言をアメリカ合衆国政府に寄託することができ
る。そのような宣言を寄託する欧州經濟共同体及
びその構成国並びに他の政府は、暫定的にこの規
約を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約
の締約国政府とみなされる。

(6) この規約は、批准書、受諾書、承認書、締結
書又は加入書を寄託した欧州經濟共同体及びそ
の構成国並びに他の政府は、暫定的にこの規約
を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約
の締約国政府とみなされる。

(7) この規約は、批准書、受諾書、承認書、締結
書又は加入書を寄託した欧州經濟共同体及びそ
の構成国並びに他の政府は、暫定的にこの規約
を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約
の締約国政府とみなされる。

(8) この規約は、批准書、受諾書、承認書、締結
書又は加入書を寄託した欧州經濟共同体及びそ
の構成国並びに他の政府は、暫定的にこの規約
を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約
の締約国政府とみなされる。

(9) この規約は、批准書、受諾書、承認書、締結
書又は加入書を寄託した欧州經濟共同体及びそ
の構成国並びに他の政府は、暫定的にこの規約
を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約
の締約国政府とみなされる。

(10) この規約は、批准書、受諾書、承認書、締結
書又は加入書を寄託した欧州經濟共同体及びそ
の構成国並びに他の政府は、暫定的にこの規約
を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約
の締約国政府とみなされる。

(11) この規約は、批准書、受諾書、承認書、締結
書又は加入書を寄託した欧州經濟共同体及びそ
の構成国並びに他の政府は、暫定的にこの規約
を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約
の締約国政府とみなされる。

(12) この規約は、批准書、受諾書、承認書、締結
書又は加入書を寄託した欧州經濟共同体及びそ
の構成国並びに他の政府は、暫定的にこの規約
を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約
の締約国政府とみなされる。

(13) この規約は、批准書、受諾書、承認書、締結
書又は加入書を寄託した欧州經濟共同体及びそ
の構成国並びに他の政府は、暫定的にこの規約
を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約
の締約国政府とみなされる。

(14) この規約は、批准書、受諾書、承認書、締結
書又は加入書を寄託した欧州經濟共同体及びそ
の構成国並びに他の政府は、暫定的にこの規約
を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約
の締約国政府とみなされる。

(15) この規約は、批准書、受諾書、承認書、締結
書又は加入書を寄託した欧州經濟共同体及びそ
の構成国並びに他の政府は、暫定的にこの規約
を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約
の締約国政府とみなされる。

(16) この規約は、批准書、受諾書、承認書、締結
書又は加入書を寄託した欧州經濟共同体及びそ
の構成国並びに他の政府は、暫定的にこの規約
を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約
の締約国政府とみなされる。

(17) この規約は、批准書、受諾書、承認書、締結
書又は加入書を寄託した欧州經濟共同体及びそ
の構成国並びに他の政府は、暫定的にこの規約
を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約
の締約国政府とみなされる。

(18) この規約は、批准書、受諾書、承認書、締結
書又は加入書を寄託した欧州經濟共同体及びそ
の構成国並びに他の政府は、暫定的にこの規約
を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約
の締約国政府とみなされる。

(19) この規約は、批准書、受諾書、承認書、締結
書又は加入書を寄託した欧州經濟共同体及びそ
の構成国並びに他の政府は、暫定的にこの規約
を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約
の締約国政府とみなされる。

(20) この規約は、批准書、受諾書、承認書、締結
書又は加入書を寄託した欧州經濟共同体及びそ
の構成国並びに他の政府は、暫定的にこの規約
を適用するものとし、かつ、暫定的にこの規約
の締約国政府とみなされる。

第四条 運用規定

前条の規定に基づいて設立される食糧援助委員
会は、その必要とする事務(資料及び報告の作成
及び配布を含む)の遂行のため、国際小麦理事会

は、千九百七十一年の小麦貿易規約への加入を

条件とするものとし、かつ、第六条(2)に規定す
る国(の政府)については、その拠出量が千九百六
十七年の食糧援助規約において同意した拠出量
以上であることを条件とする。この(1)の規定に
基づく加入書は、千九百七十一年六月十七日ま
でに寄託する。もつとも、食糧援助委員会は、
同日までに加入書を寄託しなかつた政府に對
し、一回又は二回以上の期限の延長を認めるこ
とができる。

食糧援助委員会は、國際連合又はその専門機
関の加盟国政府が、同委員会の適當と認める
条件下により、拠出国としてこの規約に加入す
ことができる。

の構成国並びに他の政府の間で次の日に効力を生ずる。

(a) 第二条の規定以外のすべての規定について
は千九百七十年六月十八日

(b) 第二条の規定については千九百七十一年七月一日

もつとも、欧洲経済共同体及びその構成国並びに第六条(1)に掲げるすべての政府が、千九百七十年六月十七日までに批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託しており、かつ、千九百七十一年の小麦貿易規約が効力を生じていることを条件とする。この規約は、その効力発生の後に批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書を寄託する他の政府については、その寄託の日に効力を生ずる。

(2) この規約が(1)の規定に基づいて効力を生じなかつた場合には、千九百七十一年六月十八日までに批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言をすでに寄託した政府は、千九百七十一年の小麦貿易規約が効力を生じていていることを条件として、この規約が批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書をすでに寄託した政府の間で効力を生ずることを合意によつて決定することができるものとし、また、事情により必要と認める他のすべての措置をとることができる。

第十二条 有効期間

この規約は、第二条の規定が効力を生じた日から三年間効力を有する。

寄託政府による通告

アメリカ合衆国政府は、寄託政府として、この規約の署名、批准、受諾、承認、締結及び暫定的適用並びにこれへの加入をすべての署名国及び加入国に通告する。

第十三条 この規約の認証原本

寄託政府は、国際連合憲章第百二条の規定に基づく登録のため、この規約の確定的効力発生の後

できる限りすみやかに、国際連合事務総長に対し、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの規約の認証原本を送付する。この規約の改正も、同様に通報する。

第十四条 前文とこの規約との関係

この規約には、千九百七十一年の国際小麦協定の前文を含む。

第十五条 前文とこの規約との関係

この規約には、千九百七十一年五月三日

イタリアのために エジディオ・オルトーナ

スペイン語をひととく正文とし、その原本は、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署名

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正當に委任を受け、その署名に對応して掲げる日にこの規約に署名した。

この規約は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひととく正文とし、その原本は、アメ

リカ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署名

国及び各加入国に対し、その認証原本を送付す

シャルル・リュッセ
千九百七十一年五月三日

ドイツ連邦共和国のために ロルフ・パウルス
千九百七十一年五月三日

イタリアのために エジディオ・オルトーナ
千九百七十一年四月十四日

王国のために

アメリカ合衆国のために クリフォード・M・ハーディン
千九百七十一年四月三十日

シギラード・リュッセ
千九百七十一年五月三日

〔別紙〕

日本国のために 牛場信彦
千九百七十一年四月三十日

〔別紙〕

日本国政府は、米(非締約国である開発途上に

ある国において生産されたものを除外しない)の形態で又は受益国が要請する場合には農業物資の義務を履行することにより第二条の規定に基づく義務を履行する権利を留保する。

日本国政府は、米(非締約国である開発途上に

ある国において生産されたものを除外しない)の形態で又は受益国が要請する場合には農業物資の形態で援助を供与することにより第二条の規定に基づく義務を履行する権利を留保する。

審査報告書

税関における物品の評価に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年四月二十日

外務委員長 八木 一郎
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、千九百五十年にプラツセルで作成されたものであり、税関における物品の評価方式の統一を図るため、物品の価額を課税標準として課税する際の価額の定義を定めたものである。この条約を締結することは、課税制度の国際的な統一及び貿易活動の円滑化等に資すると思われる所以で、妥当な措置と認めた。

一、費用
別に費用を要しない。

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合
千九百七十一年五月三日

スウェーデンのために フィンラン

ドのため

スイスのために

F・ショニーダー

フランスのために

税関における物品の評価に関する条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

税関における物品の評価に関する条約の
について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決したた
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和四十七年四月十一日

參議院議長　衆議院議長　中
河野　謙三殿　船田

税関における物品の評価に関する条約(一九六〇七年の改正を含む)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

秋闕における物品の評価に関する条約の締結について承認を求めるの件

(b) 「理事会」とは、(a)の関税協力理事会をいう。

(c) 「事務総局長」とは、理事会の事務総局長をいう。

第二条 第四条の規定に従うことを条件として、各締約政府は、附属書Iに定める額の定義（以下「定義」という。）を自国の国内法令に組み入れ、この条約が当該締約政府について効力を生ずる日から適用する。

第三条 各締約政府は、定義を適用するにあたり、附属書IIに定める解釈のための注釈（以下「注釈」という。）の規定に従う。

第四条

(c) 定義の適用のための解説書を作成する
と。

(d) 自己の発意により又は要請に応じ、締約
府に對し、税關における物品の評価に關す
すべての事項について情報を提供し又は助
を行なうこと。

(e) この条約に關し、必要と認める改正案を一
事会に提出すること。

(f) 稅關における物品の評価に關し、理事会
委任するその他の権限を行使し又は任務を
行ふること。

(b) この条約は、締約政府が当該締約政府につきこの条約が効力を生ずる前から他の国際協定により第三国政府に對して負つてゐる義務を輕減するものではない。ただし、締約政府は、状況が許す限りすみやかに、かつ、いかなる場合にもその国際協定の更新の際に、その国際協定をこの条約の規定に適合させるために必要なすべての措置をとる。

第十一條

(a) この条約の解釈又は適用に關する二以上の締約政府の間の紛争は、できる限り当該締約政府の間の交渉によつて解決する。

(b) 交渉によつて解決されなかつた紛争は、紛争の当事者が評議委員会に付託するものとし、同委員会は、これについて検討したうえ、その解

税関における物品の評価に関する条約の署名政府は、
際貿易を容易にすることを希望し、

関税に關する國際交渉を簡易にすること、及び物品の統一的な評価を基礎とする場合に外國貿易統計の比較が一層正確になることにはんがみ外國貿易統計の比較を簡易にすることを希望し、税關における物品の価額の定義を最大限に統一することがこれらの目的を達成するうえでの重要な一步となることを確信し、

(a) 理事会は、この条約の統一的な解釈及び適用を確保するため、その実施について監視する。

(b) (a) 注釈の規定のうち必要と認めるものを定義の規定に挿入すること。

(b) 自国の国内法令上定義の規定を実施するために不可欠な法的形式を定義の規定に与え、必要なときは、定義の趣旨を明確にするための補足的規定を加えること。

(a) 評価委員会は、毎年少なくとも三回会合する。

(b) 評価委員会は、議長及び一人又は二人以上の議長を選出する。

(c) 評価委員会は、その構成員の三分の二以上多數による議決でその手続規則を定める。手続規則は、理事会の承認を受けるものとする。

第八条

この条約の附屬書は、この条約の不可分の一部分であるものとし、条約というときは、附屬書を

(c) 評価委員会が紛争を解決することができない場合には、同委員会は、これを理事会に付託するものとし、理事会は、理事会を設立する約条を第十三条の規定に従つて勧告する。

(d) 紛争の当事者は、評価委員会又は理事会の勧告に従うことを事前に約束することができる。

第十二条 この条約は、千九百五十一年三月三十一日まで、理事会を設立する条約に署名した政府による署名のために開放しておく。

歐州蘭税同盟研究団がこの分野においてブランセルですでになしどげた作業の結果を考慮に入れ、

(b) (a)の目的のため、理事会は、評価委員会を設置するものとし、理事会の構成員でこの条約の適用を受けるものは、同委員会において代表さ

締約政府は、この条約と同じ日にプラッセル

(a) この条約は、批准されなければならぬ。
批淮書は、ベルギー外務省に寄託するものとす
第十三條

この問題について成果を得るために最善の方法が国際条約を締結することであると考えて、次のとおり協定した。

評価委員会は、理事会の下でかつ理事会の指揮下に置かれる権利を有する。

署名のために開放された関税率表における物品分類のための品目表に関する条約に附属する品目表の第三〇類及び第三三・〇六号に該当する物

品目 の
し、同外務省は、すべての署名政府及び加入政府並びに事務總局長に対しても各寄託を通告する。ただし、いずれの政府も、理事会を設立す

(a) 「理事会を設立する条約」とは、千九百五十九年の
この条約の適用上、
第一条

に従つて、次の任務を行なう。

の特殊な課税方法に関するとの条約に附属する定書を受諾する。

議
る条約の批准書を寄託しない限り、この条約の
批准書を寄託することができない。

(a) 他の国際協定のいかなる規定も、この条約と矛盾する限度において、この条約の締約政府においては、無効となる。

(2) この条約は、ベルギー外務省が七の政府の批
准書を受領した日の後三箇月でこれらの政府に
ついて効力を生ずる。

(b) この条約は、(a)の日の後に批准する各署名政府については、その批准書がベルギー外務省に寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。

第十五条

(a) この条約の署名政府でない政府であつて、理事会を設立する条約を批准し又はこれに加入したものは、千九百五十一年四月一日からこの条約に加入することができる。

(b) 加入書は、ベルギー外務省に寄託するものとし、同外務省は、すべての署名政府及び加入政府並びに事務総局長に対して各寄託を通告する。

(c) この条約は、いずれの加入政府についても、その加入書が寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、前条(a)の規定に基づくこの条約の効力発生前においては、効力を生じない。

第十六条

(a) この条約は、無期限の有効期間を有する。た

だし、いずれの締約政府も、第十四条(a)の規定に基づくこの条約の効力発生の日から五年を経過した後は、いつでも、この条約から脱退することができる。脱退は、ベルギー外務省が脱退の通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。ベルギー外務省は、その通告の受領をすべての署名政府及び加入政府並びに事務総局長に通告する。

(b) 理事会を設立する条約から脱退した締約政府は、この条約の締約政府でなくなる。

第十七条

(a) いすれの政府も、批准若しくは加入の時に、又はその後いつでも、ベルギー外務省に対する通告により、国際関係について自分が責任を負ういすれかの領域についてこの条約が適用されることを宣言することができるものとし、この条約は、ベルギー外務省がその通告を受領した日の後三箇月で、その通告中に特定する領域について適用される。ただし、この条約が当該政府について効力を生ずる前ににおいては、適用されない。

(b) 國際関係について自己が責任を負ういすれかの領域につきこの条約が適用されることを(a)の規定に基づいて宣言したいすれの政府も、ベルギー外務省に対する通告により、当該領域につき、前条の規定に従つて脱退することができ

る。

(c) ベルギー外務省は、すべての署名政府及び加入政府並びに事務総局長に対し、この条約の規定によつて受領した通告について通報する。

(d) 理事会は、締約政府に対し、この条約の改正を勧告することができる。

(e) 改正を受諾する締約政府は、ベルギー外務省に対し、書面によつてその受諾を通告するものとし、同外務省は、すべての署名政府及び加入

政府並びに事務総局長に対し、受諾の通告を受領した旨を通告する。

(f) 改正は、ベルギー外務省がすべての締約政府の受諾の通告を受領した後三箇月で効力を生ずる。改正がすべての締約政府によつて受諾されたときは、ベルギー外務省は、すべての署名政

府及び加入政府並びに事務総局長に対し、その旨及び改正が効力を生ずる日を通告する。

(g) いすれの政府も、改正が効力を生じた後は、この条約に加入することができない。

(h) 理事会を設立する条約から脱退した締約政府は、この条約の締約政府でなくなる。

第十八条

(a) いすれの政府も、批准若しくは加入の時に、又はその後いつでも、ベルギー外務省に対する

通告により、国際関係についてこの条約が適用されることを宣言することができるものとし、この条約は、ベルギー外務省がその通告を受領した日の後三箇月で、その通告中に特定する領域について適用される。ただし、この条約が当該政

府について効力を生ずる前ににおいては、適用されない。

V・マルツアン
オーストリアのために
ベルギーのために
デンマークのために
ボーラン・ファン・ゼーランド

批准を条件として
ベント・ファルケンスティエルネ
フランスのために
J・ド・オートクロック
グレート・ブリテン及び北部アイルランドのために
J・ド・ル・ルージュテル
ギリシャのために
D・カブサリス

アイルランドのために
オーストリアのために
ペニトゥル・ベネディクトソン
イタリアのために
パスクアーレ・ディアーナ
ルクセンブルグのために
ロベル・アルス
ノーヴェーのために
ヨハン・ゲオルグ・レイデル
オランダのために
G・ベーレルツ・ファン・ブロクランド
ボルトガルのために
エドワード・ヴィエイラ・レイタオ
スウェーデンのために
G・デ・ロイテルショルド
スイスのために
トルコのために

は、国内で使用するために輸入される物品の価額は、正常価格、すなわち、関税が納付されるべき時に、相互に独立した売手と買手との間で完全な競争条件下において当該物品が販売されるとした場合の価格とする。

(2) 輸入物品の正常価格は、次のことを仮定して決定する。
(a) 輸入物品が輸入国への持込みの港又は場所において買手に引き渡されること。
(b) 販売及び引渡し（輸入物品について持込みの港又は場所において行なわれるもの）に伴うすべての費用を売手が負担し、したがつて、その費用が正常価格に含まれること。
(c) 輸入国において課される関税及び他の諸税を買手が負担し、したがつて、その関税及び他の諸税が正常価格に含まれないこと。

第二条

(1) 相互に独立した売手と買手との間の完全な競争条件の下における販売は、特に、次のことを前提とする。

(a) 価格が唯一の対価であること。
(b) 価格が、売手又はこれと業務上の関係を有する者と、買手又はこれと業務上の関係を有する者との間の商業上の関係、資金上の関係その他の関係（契約による関係であるかどうかを問わないものとし、当該販売によつて生じた関係を除く。）によつて影響されていないこと。

(c) 当該物品のその後の再販売その他の処分又は使用による収益のいかなる部分も、直接であるか間接であるかを問わず、売手又はこれと業務上の関係を有する者に帰属しないこと。

(2) 二の者のうちいすれか一方の者が他方の者の業務若しくは財産になんらかの利害関係を有する場合、二の者がなんらかの業務若しくは財産に共通の利害関係を有する場合又は第三者が二の者の業務若しくは財産に利害関係を有する場合

ドイツのために
ドイツのために
千九百五十年十二月十五日にブラッセルで、ひ
としく正文である英語及びフランス語によつて原
本一通を作成した。原本は、ベルギー政府に寄託
されるものとし、同政府は、各署名政府及び各加
入政府に対し、その認証謄本を送付する。

附属書I 價額の定義

(1) 價額を課税標準として關稅を課する場合に

合には、利害関係が直接のものであるか間接のものであるかを問わず、これらの二の者は、業務上の関係を有する者とする。

第三条

評価される物品が次のいずれかの物品である場合には、正常価格は、当該物品につき特許発明若しくは保護されている意匠を実施し又は外国商標を使用する権利の価額を含むものとして決定する。

(a) 特許発明によつて製造される物品又は保護されている意匠が施された物品

(b) 外国商標の下で輸入される物品

(c) は使用に供するため輸入される物品

附属書II 値額の定義の解釈のための注釈

第一条の補則

注1 第一条(1)に規定する「関税が納付されるべき時」は、各國の法令によつて定めるものとし、たとえば、国内で使用するための物品の申告が正當に行なわれ若しくは受理される時、関税が納付される時又は物品が引き取られる時とすることができる。

注2 第一条(2)(b)に規定する「費用」には、特に、次の費用を含む。

運賃
保険料
手数料
仲介料

輸入国へ物品を持ち込むための書類を輸入国外で作成する費用(領事手数料を含む。)
輸入国外で課される関税及び他の諸税(免除されたもの並びに払戻しを受けたもの及び払戻しを受けるものを除く。)
容器(関税を課する場合に別個の物品として取り扱われるものを除く。)の費用及び包装の費用(労賃、材料費その他の費用をいふ。)

合には、利害関係が直接のものであるか間接のものであるかを問わず、これらの二の者は、業務上の関係を有する者とする。

第三条

評価される物品が次のいずれかの物品である場合には、正常価格は、当該物品につき特許発明若しくは保護されている意匠を実施し又は外国商標を使用する権利の価額を含むものとして決定する。

(a) 特許発明によつて製造される物品又は保護されている意匠が施された物品

(b) 外国商標の下で輸入される物品

(c) は使用に供するため輸入される物品

附属書II 値額の定義の解釈のための注釈

第一条の補則

注1 第一条(1)に規定する「関税が納付されるべき時」は、各國の法令によつて定めるものとし、たとえば、国内で使用するための物品の申告が正當に行なわれ若しくは受理される時、関税が納付される時又は物品が引き取られる時とすることができる。

注2 第一条(2)(b)に規定する「費用」には、特に、次の費用を含む。

運賃
保険料
手数料
仲介料

輸入国へ物品を持ち込むための書類を輸入国外で作成する費用(領事手数料を含む。)
輸入国外で課される関税及び他の諸税(免除されたもの並びに払戻しを受けたもの及び払戻しを受けるものを除く。)
容器(関税を課する場合に別個の物品として取り扱われるものを除く。)の費用及び包装の費用(労賃、材料費その他の費用をいふ。)

積込費用

正常価格は、評価される物品の数量と同一の数量による販売を前提として決定する。

注4 値額の決定要素又は支払われた若しくは支払われる価格の決定要素が輸入国の通貨で表示されている場合には、当該外国通貨は、輸入国の公認為替相場により輸入国の通貨に換算する。

注5 値額の定義の目的は、輸入国への持込みの港又は場所において完全な競争条件の下で輸入物品が販売されるとした場合にいすれの買主もその輸入物品を自由に入手することができる価格に基づづく関税額の計算を、あらゆる場合に可能にすることである。この概念は、一般的に妥当する概念であり、物品が売買契約に基づいて輸入されるかどうかを問わず、また、当該売買契約の条件のいかんにかかわらず適用される。

注6 第三条の規定は、さらに加工したうえで外国商標の下における販売その他の処分又は使用に供するために輸入される物品についても、適用することができる。

注7 次の者の商標は、外国商標として取り扱う。

(a) 評価される物品を輸入国外で栽培し、生産し、製造し、販売に供し、又は他の方法によつて取り扱つた者

(b) (a)の者と業務上の関係を有する者

(c) (a)又は(b)の者との合意によつて制限された商標に係る権利を有する者

一般的補則

注8 定義及び解釈のための注釈に示された価額の概念が税関に対する申告の対象となるすべての物品(税関が課されない物品及び数量を課税標準として税関が課される物品を含む。)の評価について適用されることが、勧告される。

注9 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

注10 千九百五十年十二月十五日にブリッセルで、ひとしく正文である英語及びフランス語によつて原本一通を作成した。原本は、ベルギー政府に寄託されるものとし、同政府は、各署名政府及び条約に署名し又は加入する他の各政府に対し、その証明書を送付する。

注11 ドイツのために
ベルギーのために
ボル・マルツアン
オーストリアのために

注12 附属書III 関税率表における物品の分類のための品目表の第三〇類及び第一三三・〇六号に該当する物品の特殊な課税方法に関する議定書

注13 税関における物品の評価に関する条約(以下「条約」という。)に署名するにあたり、条約の署名政府は、次のとおり協定した。

(1) 条約の署名政府は、条約が当該署名政府について効力を生ずる時において、小売用の形で輸めに

会における審査の経過及び結果を御報告いたしました。

本改正案の内容の第一点は、最近における火災の実態にかんがみ、カーテン、どんちゅうなどの防炎対象物品について、表示を付さなければ防炎物品として販売などをしてはならないことに対するとともに、昭和四十三年の法改正により防火規制制度が施行された際、一部認められていた適用除外の特例期間を昭和四十八年六月三十日までに限りとするものであります。

第二点は、公務により災害を受けた非常勤の消防団員及び水防団員に対し、外科後処置リハビリテーションなどの福祉施設の制度を創設し、消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村または水害予防組合にかわって福祉施設を実施することができるることにしましたのであります。

委員会におきましては、消防施設整備計画の長期構想、消防職員並びに団員の待遇改善、消防財政の強化などについて質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

以上御報告いたします。(拍手) 質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第五 計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第五 計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

事川上為治君。

審査報告書

計量法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年四月二十日

商工委員長 大森 久司
参議院議長 河野 謙三殿

第三条第五号を次のように改める。

ジユール每キログラム毎ケルビンは、一キ

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国際度量衡総会の決議等に従い、計量単位の追加及び改正を行なうとともに、主として一般消費者の生活の用に供されると認められる計量器について製造等に関する規定の強化、熱量計、濃度計等の計量器の範囲の拡大及び特定の計量器の検定の主体として指定検定機関の追加等を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、本法施行のため、別に費用を要しない。
本法施行のため、別に費用を要しない。

右 計量法の一部を改正する法律案

昭和四十七年一月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

国会に提出する。

計量法の一部を改正する法律案
計量法の一部を改正する法律案

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を

次のように改正する。

目次中「第六十二条」を「第五十九条」に、「第六十三条」を「第六十条」に、「第一百三十九条」を「第一百三十八条の二」に、「第九章 再検査及び不服申立て」を「第八章の二 指定検定機関(第一百八十一條の十一) 第一百八十二条」に改める。

第二条中「濃度」の下に「波数」を、「皮相電力量」の下に「熱伝導率、比熱、エントロピー、放射強度」を加え、「騒音の大きさ」を「騒音レベル」に、「及び放射能濃度」を「放射能濃度及び振動レベル」に改める。

第三条第三号を次のように改める。

三時間の計量単位は、秒とする。

一秒は、セシウム一三三の原子の基底状態の周期の九、一九二、六三一、七七〇倍に等しい時間として現示する。

四 デシベルは、通商産業省令で定める。

五 温度の計量単位は、ケルビンとする。

六 ケルビンは、水の三重点の熱力学温度の二分の一とし、国際度量衡総会の採決に従い政令で定める方法により現示する。

七 三三六号中「白金」を「圧力一〇一、三

五ニードル每ケルビン」とする。

八 ジュール每ケルビンとする。

九 ジュールの熱量を可逆的に与えたときのその系のエントロピーの增加分に等しいエントロピーをいう。

十 ワット每ケルビンとする。

十一 ワット每ステラジアンとする。

十二 ワット每ステラジアンは、すべての方向に一様な放射強度を持つ点放射源から一ステラジアンの立体角内に放射されるエネルギーが一秒につき一ジュールであるときの放射強度をいう。

十三 ワットとシベルとすると。

十四 ホン又はデシベルは、標準音波(一、〇〇〇ヘルツの正弦音波)については、音圧実効値(大気中における圧力の瞬時値と静圧との差の二乗の一周期平均の平方根の値)を(一)が一〇〇、〇〇〇分の二ニードル每平方米メートルである場合を〇ホン又は〇デシベルとし、一〇、〇〇〇分の二ニードル每平方米メートルである場合を(一)ホン又は(一)デシベルとする。

十五 ホン又はデシベルは、通商産業省令で定める。

十六 ホン又はデシベルは、通商産業大臣が保管する標準器で現示する。

十七 第六条第一項第四号を次のように改める。

四 第三条第五号のケルビンの補助計量単位は、度とする。

五 温度の数値から二七三・一五を減

じたものとする。

第六条第一項第二十二号の次に次の二号を加える。

二十二の二 前条第十九号の質量百分率の補助計量単位は、質量千分率、質量百万分率及び質量十億分率とする。

質量千分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一、〇〇〇倍をいう。質量百万分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一、〇〇〇、〇〇〇倍をいう。

質量十億分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一、〇〇〇、〇〇〇倍をいう。

質量十億分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一、〇〇〇、〇〇〇倍をいう。

質量千分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一、〇〇〇、〇〇〇倍をいう。

質量千分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一、〇〇〇、〇〇〇倍をいう。

質量千分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一、〇〇〇、〇〇〇倍をいう。

質量千分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一、〇〇〇、〇〇〇倍をいう。

質量千分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一、〇〇〇、〇〇〇倍をいう。

質量千分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一、〇〇〇、〇〇〇倍をいう。

質量千分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一、〇〇〇、〇〇〇倍をいう。

二十九の二 前条第三十七号の二のワット每メートル每ケルビンの補助計量単位は、ワッ

ト每メートル毎度、カロリー每秒每メートル

毎度及びカロリー每時每メートル毎度とす

る。ワット每メートル毎度は、一ワット每メー

トル每ケルビンをいう。

カロリー每秒每メートル毎度は、四・一八

六〇五ワット每メートル毎度は、一ワット每メー

トル毎ケルビンをいう。

カロリー每時每メートル毎度は、三・六〇

〇分の四・一八六〇五ワット每メートル毎ケ

ルビンをいう。

二十九の三 前条第三十七号の三のジュー

ルキログラム每ケルビンの補助計量単位は、

ジューール每キログラム每度及びカロリー每キ

ログラム毎度とする。

ジューール每キログラム每度は、一ジュー

ルキログラム每ケルビンをいう。

カロリー每キログラム每度は、四・一八六

〇五ジューール每キログラム每ケルビンをい

う。

第九条中「及び放射能濃度」を「放射能濃度及

び振動レベル」に改める。

第十二条第八号中「ボンベ型熱量計及び流水型

熱量計」を「熱量計」に改め、同条第十号中「浮ひよ

う型濃度計」を「濃度計（政令で定めるものを除く。）」に改め、同条に次の二号を加える。

十九 振動計（政令で定めるものを除く。）

第六十二条 第六十一条第一項の政令で定める計量器の販売の事業（同項に規定する製造事業者又は同条第二項に規定する者が行なうその製造又は輸入をした計量器の販売の事業を除く。）を行なう者は、前条第一項の表示が附されているものでなければ、当該計量器を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、第六十条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による届出に係る計量器及び検定に合格した計量器については、この限りでない。

第六十七条第一項中「及び比重」を「比重及び

振動レベル」に改める。

第八十六条を次のよう改める。

（検定の主体）

第六十条 主として一般消費者の生活の用に供さ

れるると認められる計量器（第六十三条の政令で定めたる計量器を除く。）のうちの製造をする場合に

おいては、当該計量器が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならぬ。ただし、輸出のため当該計量器の製造を

する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき及び試験的に当該計量器の製造をする場合

る場合は、この限りでない。

前項の政令で定める計量器の輸入の事業を行

なう者は、当該計量器の販売をする場合におい

ては、同項の通商産業省令で定める技術上の基

準に適合するものを販売しなければならない。

ただし、輸出のため当該計量器の販売をする場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

第六十一条 前条第一項に規定する者は、当該計量器の販

売をする時までに、これに通商産業省令で定め

る方式による表示を附さなければならない。た

だし、同条第一項ただし書又は第二項ただし書

の規定の適用を受けて製造又は販売をされる計

量器及び検定に合格した計量器については、こ

の限りでない。

第六十二条 第六十一条第一項の表示を附す

る場合を除くほか、計量器に同項の表示又はこれと紛ら

わしい表示を附してはならない。

第六十二条 第六十一条第一項の政令で定める計量

器の販売の事業（同項に規定する製造事業者又

は同条第二項に規定する者が行なうその製造又

は輸入をした計量器の販売の事業を除く。）を行

なう者は、前条第一項の表示が附されてい

るものでなければ、当該計量器を販売し、又は販売

の目的で陳列してはならない。ただし、第六十

三条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定

による届出に係る計量器及び検定に合格した計

量器については、この限りでない。

第六十七条第一項中「及び比重」を「比重及び

振動レベル」に改める。

第八十六条を次のよう改める。

（指定検定機関の試験）

第九十六条の二 製造事業者は、第八十八条第二

項の政令で定める計量器のうちの通商産業省令で

定めるものについて、当該計量器の検定を行な

う指定検定機関の行なう試験を受けることがで

きる。

第六十七条第一項の試験を受けようとする製造事

業者は、前条第一項の表示が附されてい

るものでなければ、当該計量器を販売し、又は販売

の目的で陳列してはならない。

ただし、第六十

三条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定

による届出に係る計量器及び検定に合格した計

量器については、この限りでない。

第六十七条第一項中「及び比重」を「比重及び

振動レベル」に改める。

第八十六条を次のよう改める。

（検定の主体）

第六十条 主として一般消費者の生活の用に供さ

れるると認められる計量器（第六十三条の政令で定

めたる計量器を除く。）のうちの製造をする場合に

おいては、当該計量器が通商産業省令で定める技

術上の基準に適合するようになればならぬ。

ただし、輸出のため当該計量器の製造を

する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出

たとき及び試験的に当該計量器の製造をする場合

における基準適合義務

を除く場合は、この限りでない。

前項の政令で定める計量器の輸入の事業を行

なう者は、当該計量器の販売をする場合におい

ては、同項の通商産業省令で定める技術上の基

準に適合するものを販売しなければならない。

ただし、輸出のため当該計量器の販売をする場合

においてあらかじめ都道府県知事に届け出

たときは、この限りでない。

第六十一条 前条第一項に規定する者は、当該計量器

の販売をする時までに、これに通商産業省令で定め

る方式による表示を附さなければならない。た

だし、同条第一項ただし書又は第二項ただし書

の規定の適用を受けて製造又は販売をされる計

量器及び検定に合格した計量器については、こ

の限りでない。

第六十二条 第六十一条第一項の表示を附す

る場合を除くほか、計量器に同項の表示又はこれと紛ら

わしい表示を附してはならない。

第六十二条 第六十一条第一項の政令で定める計量

器の販売の事業（同項に規定する製造事業者又

は同条第二項に規定する者が行なうその製造又

は輸入をした計量器の販売の事業を除く。）を行

なう者は、前条第一項の表示が附されてい

るものでなければ、当該計量器を販売し、又は販売

の目的で陳列してはならない。ただし、第六十

三条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定

による届出に係る計量器及び検定に合格した計

量器については、この限りでない。

第六十七条第一項中「及び比重」を「比重及び

振動レベル」に改める。

第八十六条を次のよう改める。

（検定の主体）

第六十条 主として一般消費者の生活の用に供さ

れるると認められる計量器（第六十三条の政令で定

めたる計量器を除く。）のうちの製造をする場合に

おいては、当該計量器が通商産業省令で定める技

術上の基準に適合するようになればならぬ。

ただし、輸出のため当該計量器の製造を

する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出

たとき及び試験的に当該計量器の製造をする場合

における基準適合義務

を除く場合は、この限りでない。

第六十七条第一項中「及び比重」を「比重及び

振動レベル」に改める。

第八十六条を次のよう改める。

（検定の主体）

第六十条 主として一般消費者の生活の用に供さ

れるると認められる計量器（第六十三条の政令で定

めたる計量器を除く。）のうちの製造をする場合に

おいては、当該計量器が通商産業省令で定める技

術上の基準に適合するようになればならぬ。

ただし、輸出のため当該計量器の製造を

する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出

たときは、この限りでない。

第六十七条第一項中「及び比重」を「比重及び

振動レベル」に改める。

第八十六条を次のよう改める。

（検定の主体）

第六十条 主として一般消費者の生活の用に供さ

れるると認められる計量器（第六十三条の政令で定

めたる計量器を除く。）のうちの製造をする場合に

おいては、当該計量器が通商産業省令で定める技

術上の基準に適合するようになればならぬ。

ただし、輸出のため当該計量器の製造を

する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出

たときは、この限りでない。

第六十七条第一項中「及び比重」を「比重及び

振動レベル」に改める。

第八十六条を次のよう改める。

（検定の主体）

第六十条 主として一般消費者の生活の用に供さ

れるると認められる計量器（第六十三条の政令で定

めたる計量器を除く。）のうちの製造をする場合に

おいては、当該計量器が通商産業省令で定める技

術上の基準に適合するようになればならぬ。

ただし、輸出のため当該計量器の製造を

する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出

たときは、この限りでない。

第六十七条第一項中「及び比重」を「比重及び

振動レベル」に改める。

第八十六条を次のよう改める。

（検定の主体）

第六十条 主として一般消費者の生活の用に供さ

れるると認められる計量器（第六十三条の政令で定

めたる計量器を除く。）のうちの製造をする場合に

おいては、当該計量器が通商産業省令で定める技

術上の基準に適合するようになればならぬ。

ただし、輸出のため当該計量器の製造を

する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出

たときは、この限りでない。

第六十七条第一項中「及び比重」を「比重及び

振動レベル」に改める。

第八十六条を次のよう改める。

（検定の主体）

第六十条 主として一般消費者の生活の用に供さ

れるると認められる計量器（第六十三条の政令で定

めたる計量器を除く。）のうちの製造をする場合に

おいては、当該計量器が通商産業省令で定める技

術上の基準に適合するようになればならぬ。

ただし、輸出のため当該計量器の製造を

する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出

たときは、この限りでない。

第六十七条第一項中「及び比重」を「比重及び

振動レベル」に改める。

第八十六条を次のよう改める。

（検定の主体）

第六十条 主として一般消費者の生活の用に供さ

れるると認められる計量器（第六十三条の政令で定

めたる計量器を除く。）のうちの製造をする場合に

おいては、当該計量器が通商産業省令で定める技

術上の基準に適合するようになればならぬ。

ただし、輸出のため当該計量器の製造を

する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出

たときは、この限りでない。

第六十七条第一項中「及び比重」を「比重及び

振動レベル」に改める。

第八十六条を次のよう改める。

の通商産業省令で定める計量器に該当するときは、その計量器について、同項に規定する指定検定機関の行なう試験を受けることができる。

第九十六条の三に次の二項を加える。

4 前条第二項及び第三項の規定は、第二項の試験に準用する。

第九十六条の四の見出し中「処分」を「処分等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、第九十六条の二第一項又は前条第二項の試験の申請があつた場合に準用する。この場合において、前項中「承認又は不承認の処分」とあるのは、「合格又は不合格の判定」と読み替えるものとする。

第九十六条の五の見出し中「不承認」を「不承認等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、第九十六条の二第一項又は第九十六条の三第二項の試験の申請があつた場合において、その申請に係る計量器について不合格の判定をしたときに準用する。

第五章中「第九十六条第一項第一号」を

「第九十五条の二第一項第一号」に、「第九十六条の三第二項」を「第九十六条の三第三項」に改め

る。

(計量士による検査)

第一百三十八条の二 計量士が、第一百三十二条第一項の検査の実施の期日前六月以内に、第一百三十

五条第二項又は第三項の通商産業省令で定める方法による検査を行ない、次項において準用する第一百五十一条の二第三項の規定により認印を附した計量器について、その計量器を使用する計量証明事業者がその者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出たときは、その届け出た計量器については、第一百三十

二条第一項の検査を受けることを要しない。

2 第百五十二条の二第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において

て、

同条第三項中「第一百四十五条第一項各号」とあるのは「第一百三十五条第一項各号」と、同条第

四項中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとす

る。

第一百四十八条後段中「又は日本電気計器検定所を、日本電気計器検定所又は指定検定機関に改める。

第一百五十二条の二第五項中「もののほか、」の下に登録の申請、登録証の訂正及び再交付その他を加える。

第一百五十二条後段中「又は日本電気計器検定機関に改める。

第一百五十二条後段中「日本電気計器検定所又は指定検定機関に改める。

第一百五十二条の二の次に次の二条を加える。

(改善命令)

第一百五十六条の三 通商産業大臣は、第六十条第一項に規定する製造事業者又は同条第二項に規定する者が同条第一項又は第二項の規定に違反

していると認めるときは、その違反している者に対し、その製造又は販売をする計量器が同条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにするため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第一百五十六条の二の次に第一章を加える。

(指定の基準)

第一百八十二条の十三 通商産業大臣は、第八十六

条第二号の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 計量器又はこれに類似する機械器具に關し、試験又は技術的な事項に関する研究を行なつてゐる民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

二 通商産業省令で定める機械器具その他の設備を有し、かつ、通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検定を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

三 検定の業務を適確かつ円滑に行なうに必要

な経理的基礎を有するものであること。

四 その役員若しくは社員の構成又は第一号の業務以外の業務を行なつてゐる場合にはその業務の内容が検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(欠格条項)

第一百八十二条の十二 次の各号の一に該当する者は、第八十六条第二号の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりきない。

二 第百八十二条の二十二の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行なう役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第百八十二条の十九の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

四 その業務規程が検定の公正な実施上不適当となつたと認められるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が検定の公正な実施上不適当となつたと認められるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

第五百八十二条の十六 指定検定機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(業務の休廃止)

第五百八十二条の十七 指定検定機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。これを変更しようとするとき

も、同様とする。

2 指定検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(解任命令)

第五百八十二条の十八 指定検定機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任及び解任)

第五百八十二条の十九 通商産業大臣は、指定検定

(検定所の設置等の届出)

第一百八十二条の十四 指定検定機関は、検定所を新たに設置し、廃止し、又はその所在地を変更しようとするときは、その設置し、廃止し、又は変更しようとする日の二週間前までに、通商

産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第一百八十二条の十五 指定検定機関は、検定の業務に関する規程(以下「業務規程」という)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が検定の公正な実施上不適当となつたと認められるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

第五百八十二条の十六 指定検定機関は、毎事業

年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。これを変更しようとするとき

も、同様とする。

2 指定検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(解任命令)

第五百八十二条の十八 指定検定機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任及び解任)

第五百八十二条の十九 通商産業大臣は、指定検定

機関の役員又は第百八十二条の十三第二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、そ定する者を解任すべきことを命ずることができ。指定検定機関に対し、その役員又は同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができ。(役員及び職員の地位)

第百八十二条の二十 検定の業務に従事する指定検定機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第百八十二条の二十一 通商産業大臣は、指定検定機関が第百八十二条の十三第二号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができ。

(指定の取消し等)

第百八十二条の二十二 通商産業大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

一 第百八十二条の二十四 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

二 第百八十二条の二十九の規定による届出があつたとき。

三 第百八十二条の十六の許可をしたとき。

四 第百八十二条の二十二の規定により指定を取り消し、又は検定の業務の停止を命じたとき。

(報告の徵収)

第百八十二条の二十五 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第百八十二条の二十六 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関の事務所又は検定所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

一 第四章第一節又は第二節に定めるところによらないで検定を行なつたとき。

二 第九十二条、第九十六条の四第二項において準用する同条第一項又はこの章の規定に違反したとき。

三 第百八十二条の十二第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

四 第百八十二条の十三第一号に適合しなくなつたとき。

五 第百八十二条の十五第一項の認可を受けた業務規程によらないで検定を行なつたとき。

六 第百八十二条の十五第三項、第百八十二条の十九又は前条の規定による命令に違反したとき。

七 不正の手段により第八十六条第二号の指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第八十六条第二号の二 第百八十二条の二十二の規定に關し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(公示)

第八十六条第二号の二十四 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第八十六条第二号の指定をしたとき。

二 第百八十二条の十四の規定による届出があつたとき。

三 第百八十二条の十六の許可をしたとき。

四 第百八十二条の二十二の規定により指定を取り消し、又は検定の業務の停止を命じたとき。

(報告の徵収)

第百八十二条の二十五 通商産業大臣は、この法

律の施行に必要な限度において、その職員に、

指定検定機関の事務所又は検定所その他の事業

所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類

その他の物件を検査させ、又は関係者に質問さ

せることができる。

二 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

三 第六十二条第一項の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

四 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

五 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

六 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

七 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

八 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

九 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

十 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

十一 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

十二 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

十三 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

十四 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

十五 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

十六 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

十七 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

十八 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

十九 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

二十 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

二十一 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

二十二 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

二十三 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

二十四 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

二十五 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

二十六 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

二十七 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

二十八 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

二十九 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

三十 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

三十一 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

三十二 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

三十三 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

三十四 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

三十五 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

三十六 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

三十七 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

三十八 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

三十九 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

四十 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

四十一 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

四十二 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

四十三 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

四十四 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

四十五 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

四十六 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

四十七 第六十二条の規定に違反して表示を

百五十六条の三又は第六十六条に改め、同号

を同条第五号とし、同条第一号の次に次の二号を

金に処する。

で」を「第二百三十二条から第二百三十三条まで及び第二百三十四条から第二百三十六条まで」に改める。

別表第一号中「一〇、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同表第二号及び第三号中「五、〇〇〇」を

「一〇、〇〇〇」に改め、同表第四号中「一、五〇〇」を「五、〇〇〇」に改め、同表第五号中「一、〇〇〇」を「四、〇〇〇」に改め、同表第六号中「一、〇〇〇」を「一、〇〇〇」に改め、同表第七号中「五、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同表第八号中「一、五〇〇」を「五、〇〇〇」に改め、同表第九号中「一〇、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同表第十号中「一、〇〇〇」を「四、〇〇〇」に改め、

同表第十一号及び第十二号中「事業の登録証」の下に「第一百五十一条の二第四項の登録に係る登録証」を加え、「四〇〇」を「八〇〇」に改め、同表第十三号中「一、〇〇〇」を「四、〇〇〇」に改め、同表第十号中「四〇、〇〇〇」を「八〇、〇〇〇」に改め、同表第十六号中「一〇、〇〇〇」を「四〇、〇〇〇」に改め、

同表第十七号中「者」の下に「(指定検定機関の行なう試験に合格した計量器について、承認を受けようとする者を除く。)」を加え、同号(1)中「ハ 回転尺」を

「ハ 機械的表示タキシーメーター」を加え、「二 その他の回転尺」を

「(3) 温度計

同表第十一号及び第十二号中「事業の登録証」の下に「第一百五十一条の二第四項の登録に係る登録証」を加え、「四〇〇」を「八〇〇」に改め、同表第十三号中「一、〇〇〇」を「四、〇〇〇」に改め、同表第十号中「四〇、〇〇〇」を「八〇、〇〇〇」に改め、同表第十六号中「一〇、〇〇〇」を「四〇、〇〇〇」に改め、同表第十七号中「者」の下に「(指定検定機関の行なう試験に合格した計量器について、承認を受けようとする者を除く。)」を加え、同号(1)中「ハ 回転尺」を

「ハ 機械的表示タキシーメーター」を加え、「二 その他の回転尺」を

「(3) 温度計

同表第十一号及び第十二号中「事業の登録証」の下に「第一百五十一条の二第四項の登録に係る登録証」を加え、「四〇〇」を「八〇〇」に改め、同表第十三号中「一、〇〇〇」を「四、〇〇〇」に改め、同表第十号中「四〇、〇〇〇」を「八〇、〇〇〇」に改め、同表第十六号中「一〇、〇〇〇」を「四〇、〇〇〇」に改め、同表第十七号中「者」の下に「(指定検定機関の行なう試験に合格した計量器について、承認を受けようとする者を除く。)」を加え、「二 その他の回転尺」を

「(3) 温度計

十七の二 指定検定機関の行なう試験を受けようとする者

前号の上欄に掲げる計量器とに、同号の下欄に掲げる金額

別表第十八号中「者に限る。」の下に「又は第一百三十二条第一項の検査、定期検査若しくは第百五十

条第一項の検査を受けようとする者」を加え、同号(1)イ及び(2)イ(イ)中「一〇〇」を「三〇〇」に改め、同号(3)イ中「ガラス製温度計」を「バックマン温度計」、「三〇〇」を「一、五〇〇」に改め、同号(8)を次のように改める。

(3) 热量計

イ ボンベ型熱量計及び流水型熱量計

五、〇〇〇 八〇、〇〇〇

ロ その他の熱量計

五〇〇 九〇、〇〇〇

イ 浮ひよう型濃度計

五、〇〇〇 八〇、〇〇〇

ロ その他の濃度計

五〇〇 九〇、〇〇〇

イ ボンベ型熱量計及び流水型熱量計

一五、〇〇〇 一五、〇〇〇

ロ その他の熱量計

一五、〇〇〇 一五、〇〇〇

イ 浮ひよう型濃度計

一五、〇〇〇 一五、〇〇〇

ロ その他の濃度計

一五、〇〇〇 一五、〇〇〇

イ 振動計

一五、〇〇〇 一五、〇〇〇

ロ その他の振動計

一五、〇〇〇 一五、〇〇〇

イ 流水型熱量計

一五、〇〇〇 一五、〇〇〇

ロ その他の流水型熱量計

一五、〇〇〇 一五、〇〇〇

イ 基準ボンベ型熱量計及び基準流水型熱量計

一五、〇〇〇 一五、〇〇〇

ロ その他の基準熱量計

一五、〇〇〇 一五、〇〇〇

別表第二十三号中「一五、〇〇〇」を「三〇、〇〇〇」に改め、同号(3)中「六、〇〇〇」を「三〇、〇〇〇」に改め、同号(8)を次のように改める。

(8) 热量基準器

イ 基準ボンベ型熱量計及び基準流水型熱量計

一五、〇〇〇 一五、〇〇〇

ロ その他の熱量基準器

一五、〇〇〇 一五、〇〇〇

別表第二十三号(9)中「一、五〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同号(10)を次のように改める。

四 濃度基準器

イ 基準浮ひよう型濃度計

別表第二十三号(9)中「一、〇〇〇」を「五、〇〇〇」に改め、同号(10)中「一、五〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同号に次のように加える。

四 振動基準器

別表第二十四号を削る。

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二百六十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過規定)

この法律の施行の際現に次に掲げる計量器の施行の日から六月間は、第十三条の登録を受けないで、その事業を継続することができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

一 改正後の第十二条第八号に掲げる熱量計

(改正前の同号に掲げるボンベ型熱量計及び流式熱量計を除く。)

二 改正後の第十二条第十号に掲げる濃度計

(濃度計を除く。)

三 改正後の第十二条第十九号に掲げる振動計

この法律の施行の際現に前項各号に掲げる計量器の修理の事業を行なつてゐる者は、この法律の施行の日から六月間は、第三十一条の登録を受けないで、その事業を継続することができるのである。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の

特定の計量器の検定の主体として、新たに指定検定機関制度を導入しようとするもの等であります。委員会におきましては、計量法の簡素化、技術基準の内容と価格への影響、計量器検査の実態、公害関係計量器の生産、使用の状況等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終り、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

五 計量法施行法等の改正

六 計量法施行法(昭和二十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第七条第三号を次のように改める。

三 温度の計量単位は、カ氏度とする。

カ氏度で表わされる温度の数値は、度で表わされる温度の数値の一・八倍に三二を加えたものとする。

附則第二項中「ケルビン度」を「ケルビン」に改める。

六 計量法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第三号を次のように改める。

三 温度の計量単位は、カ氏度とする。

カ氏度で表わされる温度の数値は、度で表わされる温度の数値の一・八倍に三二を加えたものとする。

附則第二項中「ケルビン度」を「ケルビン」に改める。

○川上為治君登壇、拍手
○河野謙三君
急措置法案(内閣提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。建設委員長小林武君。

審査報告書

都市公園整備緊急措置法案

右は多數をもつて別紙の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年四月二十日

建設委員長 小林 武

参議院議長 河野 謙三殿

都市公園整備緊急措置法案

題名を次のように改める。

本則(第二条第一項第一号を除く。)中「都市公

園」を「都市公園等」に、「都市公園整備事業」を「都市公園等整備事業」に、「都市公園整備五箇年計画」を「都市公園等整備五箇年計画」に改める。

画」を「都市公園等整備五箇年計画」に改める。
附則中「昭和四十七年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和四十七年度を初年度とする都市公園等の整備五箇年計画を策定し、都市公園等の緊急かつ計画的な整備を促進して、都市環境の改善を図ろうとするものであつて、おむね妥当な措置と認めるが、本法律案の題名及び施行期日等について、別紙の通り修正議決した。

二、費用

この法律施行のため、特に費用は要しないが、都市公園等の整備五箇年計画の総投資規模九千億円が見込まれている。

三、附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について、万全の措置を講すべきである。

一、既成市街地における公園の必要性にかんがみ、国・公有地の活用を図る等、用地の取得にあたつて特段の措置を講すること。

二、都市内における河川敷地の占用許可(更新)にあたつては、優先的に公園・緑地等として、一般公衆の自由な使用に供するよう努めること。

三、地方公共団体に対する補助対象範囲の拡大、補助率および起債の充當率の引き上げ等、財政援助の強化に努めること。

四、レクリエーション都市において、国および地方公共団体以外の者が設置する都市計画施設の整備に当たる認可会社の構成については、相当数の企業等の参加を求めるとともに、その出資比率の均衡を図るよう指導すること。

右決議する。

三、樹木共済については、共済事業の対象として、今後幼木を含める方向で検討するとともに、損傷等による分損被審を適切な範囲で対象事故とするよう措置すること。

四、果樹共済事業の効果的運用を図るため、支払共済金等の削減が行なわれないよう指導すること。

第十三条の三 国庫は、収穫共済につき、第百二十九条の六第一項の収穫共済の共済目的の種類等のこと及び第一百二十条の七第一項の収穫共済の共済事故による種別ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者の住所の存する同項の区域又は地域の属する危険階級の収穫基準共済掛金率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を負担する。

五
其類目錄

ももその他政令で指定する果樹（省令で定める品種に属するもの及び省令で定める栽培方法により栽培されているもの）を除く。）、風水害、干害、寒害、雪害その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収及び品質の低下

前項の規定による指定には、第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、第六項中「前項」とあるのは、「第十四項において準用する前項」と読み替えるものとす。

前項において準用する第六項の総会の議決
とは、第四十四条の二の規定を準用する。

四 果樹共済を行なう農業共済組合にあつて
第一号を第五号とし、第三号の次に次の二
号を加える。

は、次に掲げる果樹共済イ、その共済責任期間が当該公示前に始ま

り当該公示の際まだ満了していない共済
関係に係る果樹共済

口 当該公示以前にその共済責任期間が満了した共済関係に係る果樹共済

第八十五条の四第五項中「又は蚕繭共済に係る共済目的のすべて」を「若しくは蚕繭共済に係

ももその他の政令で指定する果樹（省令で定める品種に属するもの及び省令で定める栽培方法により栽培されているもの）を除く。）

共済事故 風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収及び品質の低下前号の果樹（省令で定めるその支持物を含むものとし、省令で定める生育の程度に達していない果樹及びその支持物を除く。）

共済事故 風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による枯死、流失、滅失、埋没及び損傷

第八十四条第二項中「廃用」の下に「並びに同項第五号の埋没及び損傷」を加え、同条第三項中「第一項第一号の農作物」の下に「及び同項第四号の果樹」を加える。

第八十五条第一項中「第八十三条第一号乃至第三号」を「第八十二条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第十二項中「保険事業」を「その共済責任に係る保険事業」に、「第八十三条第四号」を「第八十三条第一項第五号」に改め、同条第十一項の次に次の四項を加える。

農業共済組合は、その所屬する農業共済組合連合会が第一百二十一一条第二項の規定によりその共済責任に係る保険事業を行なう場合に限り、第八十三条第一項第四号に掲げる共済事業を行なうことができる。

三四五

より果実の品質の低下を共済事故としない収穫共済以外の収穫共済にあつては、当該一定年間におけるその者の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ当該収穫量に一定の調整を加えて得た数量)等を基礎として、組合等が定める数量とする。

樹体共済の共済金額は、共済目的の種類につき(主務大臣が特定の共済目的の種類についての種類たる果樹の生育の程度に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下樹体共済の共済目的の種類等といふ。)こと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ことに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、定款等の定めるところにより、共済価額に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、共済価額の百分の八十をこえない範囲内において、申し出た金額とする。

前項の共済価額は、樹体共済の共済目的の種類等と及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、主務大臣が定める準則に従い、当該農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が栽培する果樹(第八十四条第一項第五号の省令で定めるその支持物を含む。)で当該樹体共済に付されるもの当該樹体共済に係る共済責任期間の開始する時における価額として組合等が定めるものを合計した金額とする。

第一項及び第四項の最低割合の基準は、主務大臣が定める。

第一百二十条の七 収穫共済の共済掛金率は、収穫共済の共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故による種別(第八十五条第十三項第八十五条の七において準用する場合を含む。)の規定により果実の品質の低下を共済事故としない収穫共済とその他の収穫共済との別をいう。以下同じ。)こと及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県知事が定める地域

ごとに、その区域又は地域の属する危険階級の収穫基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。

前項の収穫基準共済掛金率は、都道府県の区域内における危険階級別の共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該

都道府県の区域の収穫一次共済掛金標準率(前条第一項の区分が定められた共済目的の種類に係るものについては、当該都道府県の収穫二次共済掛金標準率)に一致し、かつ、その相互の比が各危険階級の危険程度を表示する指數の比に一致するよう主務大臣が、収穫共済

の共済目的の種類等と及び収穫共済の共済事故による種別ごとに危険階級別に定める。

前項の危険階級の別、各危険階級に属する第一項の区域又は地域及び各危険階級の危険程度を表示する指數は、都道府県知事が、収穫共済の共済目的の種類等と及び収穫共済の共済事故による種別ごとに定める。

第一項の区域又は地域及び各危険階級の危険程度を表示する指數は、都道府県の同項の収穫一次共済掛金標準率に一致するよう主務大臣が、収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故による種別ごと及び

都道府県の区域ごとに定める。

樹体共済の共済掛金率は、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県知事が定める地域ごとに、その区域又は地域の属する危険階級の樹木基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。

前項の樹木基準共済掛金率は、都道府県の区域内における危険階級別の共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府県の同項の樹木一次共済掛金標準率に一致するよう主務大臣が、樹木共済の共済目的の種類等ごととするその算術平均が当該都道府県の同項の樹木一次共済掛金標準率に一致するよう主務大臣が、樹木共済の共済目的の種類等ごと及び都道府県の区域ごとに定める。

第七項の樹木二次共済掛金標準率は、都道府県の区域内における樹木共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県の同項の樹木二次共済掛金標準率に一致するよう主務大臣が、樹木異常共済掛金標準率は、四年ごとに一定に改定する。

収穫通常共済掛金標準率及び収穫異常共済掛金標準率並びに樹木通常共済掛金標準率及び樹木異常共済掛金標準率は、四年ごとに一定に改定する。

第七項の樹木二次共済掛金標準率は、都道府県の区域内における樹木共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県の同項の樹木二次共済掛金標準率に一致するよう主務大臣が、樹木異常共済掛金標準率は、四年ごとに一定に改定する。

前項の樹木基準共済掛金率は、都道府県の区域内における危険階級別の共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府県の同項の樹木一次共済掛金標準率に一致するよう主務大臣が、樹木共済の共済目的の種類等ごと及び都道府県の区域ごとに定める。

第七項の樹木二次共済掛金標準率は、都道府県の区域内における樹木共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県の同項の樹木二次共済掛金標準率に一致するよう主務大臣が、樹木異常共済掛金標準率は、四年ごとに一定に改定された年の年における当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の収穫量(第八十五条第十三項(第八十五条の七において準用する場合を含む。)の規定により果実の品質の低下を共済事故としない収穫共済の通常標準被害率を基礎として主務大臣が定める率(以下収穫異常共済掛金標準率といふ。))を

前項の危険階級の別、各危険階級に属する第六項の区域又は地域及び各危険階級の危険程度を表示する指數は、都道府県知事が、樹木共済の共済目的の種類等ごと及び都道府県の区域ごとに定める。

第七項の樹木一次共済掛金標準率は、共済目的の種類等ごと及び都道府県の区域ごとに、第一次の率を合計したものとする。

第一省令で定める一定年間ににおける各年の被害率(以下この項において単に被害率といふ。)のうち、主務大臣が定める通常標準被害率(以下収穫通常標準被害率といふ。)を

二 被害率のうち、収穫通常標準被害率をこえるもののそのこえる部分の率を基礎として主務大臣が定める率(以下収穫異常共済掛金標準率といふ。)を

第一項及び第四項の最低割合の基準は、主務大臣が定める。

第一百二十条の七 収穫共済の共済掛金率は、収穫共済の共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故による種別(第八十五条第十三項第八十五条の七において準用する場合を含む。)の規定により果実の品質の低下を共済事故としない収穫共済の通常標準被害率を基礎として主務大臣が定める率(以下収穫異常共済掛金標準率といふ。)を

第二項の収穫一次共済掛金標準率は、都道府県の区域内における樹木共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県の同項の樹木一次共済掛金標準率に一致するよう主務大臣が、樹木異常共済掛金標準率は、四年ごとに一定に改定する。

第七項の樹木二次共済掛金標準率は、都道府県の区域内における樹木共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県の同項の樹木二次共済掛金標準率に一致するよう主務大臣が、樹木異常共済掛金標準率は、四年ごとに一定に改定する。

前項の樹木基準共済掛金率は、都道府県の区域内における危険階級別の共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府県の同項の樹木一次共済掛金標準率に一致するよう主務大臣が、樹木共済の共済目的の種類等ごと及び都道府県の区域ごとに定める。

第七項の樹木二次共済掛金標準率は、都道府県の区域内における樹木共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県の同項の樹木二次共済掛金標準率に一致するよう主務大臣が、樹木異常共済掛金標準率は、四年ごとに一定に改定された年の年における当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の収穫量(第八十五条第十三項(第八十五条の七において準用する場合を含む。)の規定により果実の品質の低下を共済事故としない収穫共済の通常標準被害率を基礎として主務大臣が定める率(以下収穫異常共済掛金標準率といふ。))を

二 被害率のうち、樹木通常標準被害率をこえるもののそのこえる部分の率を基礎として主務大臣が定める率(以下樹木異常共済掛金標準率といふ。)を

第一省令で定める一定年間ににおける各年の被害率(以下この項において単に被害率といふ。)のうち、主務大臣が定める通常標準被害率(以下樹木通常標準被害率といふ。)を

第一項及び第四項の最低割合の基準は、主務大臣が定める。

第一百二十条の七 収穫共済の共済掛金率は、収穫共済の共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故による種別(第八十五条第十三項第八十五条の七において準用する場合を含む。)の規定により果実の品質の低下を共済事故としない収穫共済の通常標準被害率を基礎として主務大臣が定める率(以下収穫異常共済掛金標準率といふ。)を

第二項の収穫一次共済掛金標準率は、都道府県の区域内における樹木共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県の同項の樹木一次共済掛金標準率に一致するよう主務大臣が、樹木異常共済掛金標準率は、四年ごとに一定に改定する。

第七項の樹木二次共済掛金標準率は、都道府県の区域内における樹木共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県の同項の樹木二次共済掛金標準率に一致するよう主務大臣が、樹木異常共済掛金標準率は、四年ごとに一定に改定された年の年における当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の収穫量(第八十五条第十三項(第八十五条の七において準用する場合を含む。)の規定により果実の品質の低下を共済事故としない収穫共済の通常標準被害率を基礎として主務大臣が定める率(以下収穫異常共済掛金標準率といふ。))を

の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故によつて組合員等が被る損害の額が共済価額の百分の十をこえた場合に、その損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

前項の損害の額は、共済事故に係る果樹又は支持物の価額で樹体共済の共済価額の算定の基礎となつたものにより、省令の定めるところにより、定款等で定める方法によつて算定するものとする。

第一百二十条の九 果樹共済の共済責任期間は、収穫共済にあつては第一号に掲げる期間、樹体共済にあつては第二号に掲げる期間とす

第一百二十条の九 果樹共済の共済責任期間は、収穫共済に至るまでの期間（主務大臣が特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹につきこれと異なる期間を定めたときは、その果樹については、その主務大臣の定めた期間）

二 共済目的の種類ごとに定款等で定める日から一年間

第一百二十条の十 組合等は、果樹共済の共済金額の決定又は支払うべき果樹共済の共済金に係る損害の額の認定に關し必要があるときは、当該組合等に第百二十条の二第一項の規定による申込みをした者又は当該組合等との間に果樹共済の共済關係の存する者が直接又は間接の構成員となつてゐる農業協同組合その他他の団体でこれらの人からその生産した果実の加工若しくは販売の委託を受け又は当該組合員等に依る果実の数量又は品質に關する資料の提供につき、その協力を求めることができる。

第一百二十条の十一 果樹共済には、第百十条の二、第百十一条の二、第百十一条の三第二

項、第百十一条の四及び第百十一条の七並びに商法第六百四十四条、第六百四十五条及び第六百四十九条の規定を準用する。この場合において、第百十一条の二第一項中「第八十一条第一項第三号に掲げる牛（十二歳をこえる種雄牛を除く。）又は同号に掲げる馬（明け十七歳以上の種雄馬を除く。）を飼養するもの」とあるのは、当該組合等が現に行なつてゐる果樹共済においてその共済目的の種類としている第八十四条第一項第四号又は第五号の果樹につき栽培の業務を營むもの」と、当該家畜」とあるのは「当該果樹」と「家畜共済」とあるのは「収穫共済又は樹体共済」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第百二十条の十一において準用する前項」と、第百十一条の二項中「家畜共済の」とあるのは「果樹共済の」と、「家畜共済資格者」とあるのは「果樹共済資格者」と、第百十一条の四中「家畜共済資格者から第百二十条の二第一項」と、第百二十条の七第一項及び第二項中「家畜共済」とあるのは「果樹共済」と、同条第二項中「第百二十条の三第二項」とあるのは「第百二十条の十一において準用する第百十一条の三第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第百二十条の十一において準用する前二項」と読み替えるものとする。

第一百二十二条第一項中「第八十三条第一号乃至第三号」を「第八十三条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第二項中「農業共済組合が第八十三条第四号」を「組合等が第八十三条第一号第四号又は第五号」に、「その組合員」を「その組合員等」に改める。

第一百二十二条第一項中「若しくは家畜共済資格者」を「家畜共済資格者若しくは果樹共済資格者」に改め、「家畜共済」の下に「果樹共済」を加える。

第一百二十二条第一項中第四号を第五号とし、

第三号の次に次の一号を加える。

四 果樹共済に係るものにあつては、その共済金額の百分の九十に相当する金額

第一百二十四条第二項中「蚕糸共済」の下に「果樹共済」を加える。

第一百二十五条第一項第一号中「総支払共済金の額」を「組合員たる組合等が支払うべき共済金の額」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「組合員」を「組合員たる組合等」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 果樹共済に係るものにあつては、組合員たる組合等が支払うべき共済金の百分の九

十に相当する金額

第一百二十九条第七号及び第八号中「第百三十一条を「第百三十二条第一項」に改める。

二条を「第百三十二条に次の二項を加える。

に係る保険責任を一体としてこれにつき当該保険事業に係る再保険事業の再保険關係が存するものとする。

第一百三十五条に次の二号を加える。

四 果樹共済のうち、収穫共済に係るものにあつてはイの金額、樹体共済に係るものにあつてはロの金額

改め、同条に次の二号を加える。

四 果樹共済のうち、収穫共済に係るものに

あつてはイの金額、樹体共済に係るものに

あつてはロの金額

イ 共済目的の種類たる果樹こと、収穫共

済の共済事故による種別こと及び農業共

済組合連合会ごとに、農業共済組合連合

会が支払うべき保険金の総額から、当該

果樹に係る総保險金額に収穫通常標準被

害率を乗じて得た金額を差し引いて得た

金額の百分の九十五に相当する金額

ロ 共済目的の種類たる果樹こと及び農業

共済組合連合会ごとに、農業共済組合連

合会が支払うべき保険金の総額から、当

該果樹に係る総保險金額に樹体通常標準

被害率を乗じて得た金額を差し引いて得

た金額の百分の九十五に相当する金額

規定により行なう事業の下に「(果樹共済に係

る保険事業を除く。)」を加える。

第一百四十五条の二中「第一百二十一條第二項の

規定により行なう事業」の下に「(果樹共済に係

る保険事業を除く。)」を加える。

第一百四十七条第十一号及び第十二号並びに第

百五十条の三第一項中「第一百三十二条」を「第一百

三十二条第一項」に改める。

(農業共済基金法の一部改正)

第一条中「及び家畜共済」を「家畜共済及び

果樹共済」に改める。

第二条 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び家畜共済」を「家畜共済及び

果樹共済」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

2 果樹保険臨時措置法の失効

十三号)は、昭和四十八年三月三十日限り、その効力を失う。

(果樹保険臨時措置法の失効等に伴う経過措置)

3 果樹保険臨時措置法の失効の際現に存する同

法に基づく果樹保険の保険契約に係る保険事業

定にかかわらず、同項に規定する日後も、なお

その効力を有する。

4 果樹保険臨時措置法の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

5 果樹保険臨時措置法の失効の際現に同法に基

づく樹体保険に付されている果樹は、当該果樹

に係る共済目的の種類についての改正後の農業

災害補償法第百二十条の九第二号に掲げる期間

で、その保険期間の満了前に開始するものを共

同法第八十四条第一項第五号の果樹に含ま

れないものとする。

(取穫通常共済金標準率等の改定の特例)

6 改正後の農業災害補償法第百二十条の七第四

項の取穫通常共済金標準率及び取穫異常共済

掛金標準率並びに同条第九項の樹体通常共済掛

金標準率及び樹体異常共済掛金標準率の昭和四

十八年における設定後最初に行なう一般の改定

及び該改定の次に行なう一般の改定は、同条

百二号)の一部を次のように改定する。

(農業共済基金法の一部改正)

第一条中「及び家畜共済」を「家畜共済及び

果樹共済」に改める。

第二条 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)の一部を次のように改定する。

第三十三条第一項第一号及び第二号並びに第

百二号)の一部を次のように改定する。

(農業共済基金法の一部改正)

第一条中「及び家畜共済」を「家畜共済及び

果樹共済」に改める。

第二条 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)の一部を次のように改定する。

第三十六条第一項中「又は家畜共済」を「家畜共

済又は果樹共済」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

2 果樹保険臨時措置法(昭和四十二年法律第九

定又ハ果樹勘定に、「又ハ家畜共済」を「家畜共済又ハ果樹共済」に改める。

第四条中「及附屬雜收入」を「並ニ附屬雜收入」

に、「農業災害補償法第十三条の三」を「農業災

害補償法第十三条の四」に改め、同条の次に次

の一条を加える。

第四条ノ二 果樹勘定ニ於テハ果樹共済ニ関ス

ル再保險事業経営上ノ再保險料、一般会計及

再保險支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金

ヨリ生ズル收入、借入金並ニ附屬雜收入ヲ以

テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再保險金、農

業災害補償法第十三条の四ニ於テ進用スル同

法第十三条ノ規定ニ依ル交付金、再保險料ノ

還付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金

ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第五条中「及家畜共済」を「家畜共済及果樹

共済」に改める。

第六条第三項中「家畜勘定」の下に「又ハ果樹

勘定」を加え、同条第四項中「又ハ家畜勘定」を

「家畜勘定又ハ果樹勘定」に改める。

第六条ノ二第二項中「家畜勘定」の下に「又ハ

果樹勘定」を加え、同条第四項中「又ハ家畜勘定」を

「家畜勘定又ハ果樹勘定」に改める。

第八条及び第九条第二項中「又ハ家畜勘定」を

「家畜勘定又ハ果樹勘定」に改める。

第十条中「及家畜勘定」を「家畜勘定及果樹

勘定」に改める。

第十二条中「又ハ家畜勘定」を「家畜勘定又

ハ果樹勘定」に改める。

第二十二条から第二十四条までを次のように

改める。

第二十二条中「又ハ家畜勘定」を「家畜勘定又

ハ果樹勘定」に改める。

第二十二条から第二十四条までを次のように

改める。

第二十二条中「及家畜勘定」を「家畜勘定又

ハ果樹勘定」に改める。

第二十二条中「及家畜勘定」を「家畜勘定又

ハ果樹勘定」に改める。

第二十二条中「及家畜勘定」を「家畜勘定又

ハ果樹勘定」に改める。

第二十二条中「及家畜勘定」を「家畜勘定又

ハ果樹勘定」トアルハ「果樹共済及果樹保険」トアルハ「交付金」トアルハ「交

付金、農業災害補償法及び農業共済基金法の

一部を改正する法律(昭和四十七年法律第

号)附則第三項ノ規定ニ依リ仍其ノ効

力ヲ有スルコトトサル果樹保険臨時措置法

ト読替フルモノトス

第二十四条 第二条ノ二第一項ノ規定ニ依ル一

般会計ヨリノ受入金ハ同条第二項ノ規定ニ依

ルモノノ外予算ノ定ムル所ニ依リ第二十二条

ノ再保險事業ニ係ル果樹保険ニ関スル異常災

害ノ発生ニ伴フ果樹勘定ニ於ケル再保險金ノ

支払財源ノ不足ニ充ツル為ノ財源トシテ之ヲ

繰入ルモノトス

第二条ノ二第一項ノ規定ニ依ル果樹勘定ヘ

ノ繰入金ハ同条第三項ノ規定ニ依ルモノノ外

予算ノ定ムル所ニ依リ第二十二条ノ再保險事

業ニ係ル果樹保険ニ関スル異常災害ノ発生ニ

伴フ果樹勘定ニ於ケル再保險金ノ支払財源ノ

不足ニ充ツル為ニ繰入ルモノトス

第二十五条から第二十八条までを削る。

(農業共済再保險特別会計法の一部改正に伴う

経過措置)

8 改正後の農業共済再保險特別会計法の規定

は、昭和四十八年度の予算から適用する。

(農業共済再保險特別会計法の一部改正に伴う

経過措置)

9 農業共済再保險特別会計法の規定ニ拘ラズ之ヲ本会計

收入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に

關しては、なお従前の例による。この場合にお

いて、同会計の臨時果樹勘定の昭和四十七年度の

の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、同

会計の果樹勘定の歳入に繰り入れるものとす

る。

農業共済再保險特別会計の昭和四十七年度の

出納の完結の際同会計の臨時果樹勘定に所属す

る積立金の額に相当する金額は、改正後の農業

業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

共済再保険特別会計法第六条第三項において準用する同条第二項の規定により、同会計の果樹勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

11 この法律の施行の際農業共済再保険特別会計の臨時果樹勘定に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、同会計の果樹勘定に帰属するものとする。

12 農業共済再保険特別会計の臨時果樹勘定の昭和四十七年度の歳出予算の経費の金額のうち改正前の農業共済再保険特別会計法第二十八条において準用する同法第十二条の規定による繰越しを必要とするものは、同会計の果樹勘定に繰り越して使用することができる。

13 この法律の施行前に農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定と同会計の臨時果樹勘定との間ににおいてされた繰入金は、改正後の農業共済再保険特別会計法第六条第三項において準用する同条第二項の規定の適用については、同会計の再保険金支払基金勘定と同会計の果樹勘定との間ににおいてされた繰入金とみなす。

〔高橋雄之助君登壇、拍手〕

○高橋雄之助君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、果樹保險臨時措置法に基づき、昭和四十三年度から行なわれおりました果樹保險の試験実施が、昭和四十七年度で終了いたしますので、その実績を踏まえて、果樹共済制度を昭和四十八年度から本格的に実施するため農業灾害補償法等を改正しようとするものであります。改正のおもな内容は、本制度を新しく創設する

ため、果樹共済を収穫共済と樹体共済の二種類とし、三段階制による事業の責任分担と実施体制、勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

この法律の施行の際農業共済再保険特別会計の臨時果樹勘定に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、同会計の果樹勘定に帰属するものとする。

対象果樹と共済事故の範囲等について定めるほか、果樹農業者の加入方式、共済金額等の設定、損害のん補方法、国庫負担等につき規定するとともに、これに関連して農業共済基金の業務の大、その他の経過措置等にわたっております。

委員会におきましては、最近における果樹農業の実情及び今後の見通し、生産体制の整備、果実の需給及び価格の安定対策等の問題をはじめ、本制度の対象となる果樹と灾害の範囲、事務費等に対する国庫負担、試験実施事業の実績と問題点、制度の仕組みと補償内容の充実、共済責任の負担割合と共済金額の削減、新種共済の制度化等にわたり熱心に質疑が行なわれました。

たって熱心に質疑が行なわれました。

たつて熱心に質疑が行なわれました。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年四月二十一日
参議院議長 河野 謙三殿
法務委員長 阿部 恵一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における火炎びんを使用する不法事犯の実情等にかんがみ、火炎びんの使用、製造、所持等の行為について特別の処罰規定を設けようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

一、政府は、火炎びんの使用等の処罰に関する法律が、国民の基本的人権に重大な関係を有することにかんがみ、その運用に当つては、いやしくもこれを濫用又は拡張解釈して国民の権利を侵害することのないよう厳に留意すべきである。

一、本法第三条第二項は、「火炎びん」となる直前の未完成品の所持を取り締まろうという趣旨にかんがみ、検査に際しては「火炎びんの製造の用に供する目的」の有無の認定を十分厳格に行なうべきである。

火炎びんの使用等の処罰に関する法律案の処罰に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長阿部憲一君。

火炎びんの使用等の処罰に関する法律案

審査報告書

火炎びんの使用等の処罰に関する法律案

(定義)

第一条 この法律において、「火炎びん」とは、ガラスびんその他の容器にガソリン、燈油その他引火しやすい物質を入れ、その物質が流出し、又は飛散した場合にこれを燃焼させるための発火装置又は点火装置を施したもので、人の生命、身体又は財産に害を加えるのに使用されるもの

をいう。

(火炎びんの使用)

第二条 火炎びんを使用して、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、七年以下の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

(火炎びんの製造、所持等)

第三条 火炎びんを製造し、又は所持した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 火炎びんの製造の用に供する目的をもつて、ガラスびんその他の容器にガソリン、燈油その他引火しやすい物質を入れた物でこれに発火装置又は点火装置を施しさえすれば火炎びんとなるものを所持した者も、前項と同様とする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

〔阿部憲一君登壇、拍手〕

本法案は、最近における火炎びんを使用する不法事犯の実情等にかんがみ、火炎びんの使用、製造、所持等の行為について特別の処罰規定を新設しようとするものであります。

法案の骨子は、第一に、本法の適用範囲を明確にするため、火炎びんの定義規定を設けたこと、

第二に、火炎びんの使用、製造、所持等を処罰することとしたほか、火炎びんを使用する不法事犯の実態にかんがみ、火炎びんの製造の用に供する目的をもつて、ガラスびんその他の容器に引火しやすい物質を入れた物で、発火装置または点火装置を施しさえすれば火炎びんとなるものを所持した者についても、火炎びんを所持した者と同様に処罰することあります。

法務委員会におきましては、四月十八日、衆議院法務委員長代理大竹太郎君より提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、翌十九日には審査の参考に資するため、火炎びんの種類、構造及び使用実験の視察を行ない、二十一日には参考人から意見を聴取するなど、慎重に審議いたしました。質疑のおもな内容は、本法案提出に至るまでの経緯、現行刑法規のほかに本法を必要とする理由、「ガラスびんその他の容器」の解釈、第二条の保護法益、人の生命、身体または財産に危険を生じさせたかどうかの判断基準、火炎びんの使用等の处罚の法定刑を七年以下の懲役とした根拠、第二条で未遂罪を处罚した意義及び理由、「火炎びんの製造の用に供する目的」の有無の認定の基準、「発火装置又は点火装置を施しさえすれば火炎びんとなるもの」の意義等であります。

また、本法案と関連して、警察による過剰警備の実態、火炎びん等使用による一般市民の被害の救済等についても熱心な質疑が行なわれましたが、それらの詳細は会議録に譲ります。

二十一日質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党的四党共同提案にかかる次のように附帯決議を全会一致で行ないました。

一、政府は、火炎びんの使用等の处罚に当つては、法律が、国民の基本的人権に重大な關係を有することにかんがみ、その運用に當つては、

いやしくもこれを濫用又は抵張解釈して国民の権利を侵害することのないよう厳に留意すべきである。

いやしくもこれを濫用又は抵張解釈して国民の権利を侵害することのないよう厳に留意すべきである。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(河野謙三君) 本日はこれにて散会いたします。午前十時三十一分散会

右決議する。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) 〔賛成者起立〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

公害等調整委員会設置法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

道路交通法の一部を改正する法律案

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

大蔵委員会に付託

文教委員会に付託

農林水産委員会に付託

商工委員会に付託

同日議員鈴木強君外四名から委員会審査省略要求書を付して左の議案が提出された。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を内閣書類に付託した。

公害等調整委員会設置法案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を内閣書類に付託した。

予算委員会 計議案
土屋 義彦君
大橋 和孝君
小柳 勇君
矢追 秀彦君
栗林 卓司君
岩間 正男君
小笠原貞子君

同日議員鈴木強君外四名から委員会審査省略要求書を付して左の議案が提出された。
冲縄恩赦から選舉違反者を除外することを求める決議案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を内閣書類に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を内閣書類に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を内閣書類に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を内閣書類に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を内閣書類に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を内閣書類に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を内閣書類に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を内閣書類に付託した。

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、北海道が昭和四十七年四月一日に新たに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定による指定市を包括することとなるのに伴い、道公安委員会の委員の数を五人とするとともに、その他関係規定の整備を行なおうとするもので、妥当なものと認める。

費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

本法施行のため、別に費用を要しない。